
市川市業務継続計画

(震災編)

平成 26 年 4 月策定

令和 8 年 3 月修正

市 川 市

目次

基本的な用語	1
--------	---

第1章 総論

第1節 計画の目的と基本方針	3
第1 目的	3
第2 基本方針	4
第2節 計画の概要	5
第1 計画の位置づけ	5
第2 計画の発動と解除	6
第3 非常時優先業務	7

第2章 被害想定

第1節 想定地震	9
第2節 市川市における被害想定	10

第3章 業務資源

第1節 庁舎及び所管施設	15
第1 庁舎	15
第2 所管施設	16
第3 代替施設	17
第2節 ライフライン及び道路	19
第1 ライフラインの復旧予測	19
第2 道路・交通手段	20
第3節 付帯設備・備蓄	22
第1 非常用電源	22
第2 通信機器	23
第3 情報システム	24
第4 備蓄品（食糧、飲料水、トイレ等）	25

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動	29
第1 勤務時間内に災害が発生した場合	29
第2 勤務時間外に災害が発生した場合	30
第2節 職員の参集予測	31
第3節 権限委任	32
第1 権限委任	32
第2 各本部の責任者の代行順位	32

第5章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定	33
第2節 非常時優先業務の実施体制	37
第3節 非常時優先業務と従事人員	43
第1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査	43
第2 全庁の定量化調査結果	44
第3 各部の定量化調査結果	45
第4節 人員不足が見込まれる部署と業務	73
第5節 受援体制の検討	77

第6章 業務継続の管理・運営

第1節 業務継続管理の考え方	79
第1 業務継続の管理と運用	79
第2 全体計画と個別計画	80
第2節 個別計画の策定の推進	81
第1 個別計画の策定状況	81
第2 個別計画の策定の推進	82
第3節 研修・訓練の実施	83
第1 研修・訓練の体系	83
第2 研修の実施	84
第3 訓練の実施	84
第4節 管理・運営の年間スケジュール	85

別冊資料

- 資料1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査（課単位）
- 資料2 非常時優先業務（応急対策業務）

基本的な用語

●業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan/ビジネス・コンティニューイティ・プラン）

災害時に行政自らも被災し、ひと、もの、情報等に制約がある中で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制、対応手順、必要となる資源の確保等をあらかじめ定める計画。

●OJT（On-the-Job Training/オン・ザ・ジョブ・トレーニング）

職場において実際の業務を遂行しながら、上司や先輩職員が計画的・継続的に指導を行い、職務に必要な知識、技能及び判断力等を習得させる人材育成の手法。

●非常時優先業務

災害時でも優先的に実施すべき業務。

具体的には、応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

●目標復旧時間

各非常時優先業務について、発災後、いつ頃までに業務を開始・再開するか定めた目標時間。

なお、「開始・再開」とは、単に業務の一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

●業務影響度分析

非常時優先業務を絞り込み、目標復旧時間を決めるために行う分析。

対象業務の開始・再開が遅延する場合、市民サービスや地域社会にどの程度重大な影響が発生するか（非常時優先業務を絞り込む基準）、そして、その影響が発生・拡大するのは発災後どの程度の経過時間後か（業務開始目標時間を決める判断基準）を分析する。

●業務資源

非常時優先業務の執行に必要な資源。

例えば、職員、庁舎、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む。）、水・食料等、トイレ、消耗品等があげられる。

●参集予測、参集想定

執務時間外に災害が発生した場合、非常時優先業務に必要な要員がどの程度参集できるかを予測（想定）すること。一般的には、自宅等から参集先までの距離を徒歩等で移動することを想定する。

●災害時優先電話

災害時における救援、復旧、公共秩序の維持に必要な通信手段を確保するため、通信事業者があらかじめ指定する電話回線。

災害時には、被災地内で通話が過度に集中することが多く、その場合、電話システム全体のダウンを防ぐため、被災地からの発信や被災地外から被災地への接続が制限されるが、そのような場合でも制限を受けずに発信が可能である。

ただし、着信については通常電話と同じ扱いとなるため、災害時優先電話を発信専用電話として利用する等の注意が必要である。

第1章 総論

第1節 計画の目的と基本方針

第1 目的

1. 市川市業務継続計画の目的

市川市業務継続計画（以下「本計画」という。）は、「災害時には行政自らも被災する」という視点に立ち、市川市（以下「本市」という。）が被災しても日常行っている業務を停止せず、また停止した場合も可能な限り短期間で業務を再開・継続することを目的とする。

また、災害時における人的・物的資源の状況を踏まえた重要業務を継続する体制をつくることを目的とする。

2. 計画改訂の背景

（1）首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月 中央防災会議）

首都直下地震により、「膨大な人的・物的被害の発生」とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じないよう地方公共団体の業務継続性確保が不可欠とし、行政機能の継続性確保のための計画を作成することとした。

（2）地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成 22 年 4 月 内閣府）

地方公共団体における業務継続体制の確保に係る検討を支援することを目的として、地震発災時の業務継続に必要な事項及び手法等をまとめた。

（3）東日本大震災（平成 23 年 3 月）

一時的に行政機能が喪失する事象が発生し、地方公共団体の業務継続性確保の重要性が認識された。

（4）防災基本計画の改訂（平成 23 年 12 月 中央防災会議）

地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとされた。

（5）市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成 27 年 5 月 内閣府）

人口が 1 万人に満たない市町村であっても、業務継続計画の策定を推奨した。

（6）関東・東北豪雨災害（平成 27 年 9 月）

電力の喪失により、行政機関が災害対応に支障を来すような現象が垣間見られた。

（7）大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月 内閣府）

東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ、記載内容の拡充等の改訂が行われた。

（8）防災基本計画の改訂（平成 28 年 2 月 内閣府）

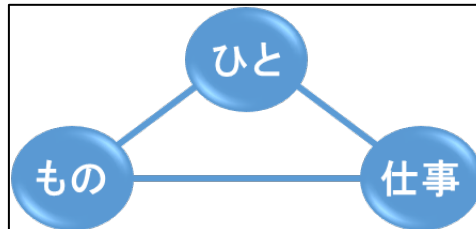
地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）について改訂方針が出された。

第 2. 基本方針

1. 本計画の3大要素

本計画を構成する要素は、「ひと」、「もの」、「仕事」とする。

「ひと」は職員、「もの」は庁舎、所管施設、ライフライン、非常用電源等のリソース、そして、「仕事」は非常時優先業務である。



業務継続計画の3大要素	
ひと	市川市の職員
もの	庁舎及び所管施設
	ライフライン
	非常用電源
	通信機器
	情報システム
	備蓄（食料、飲料水、トイレ等）
仕事	非常時優先業務

2. 本計画の基本方針

本計画の基本方針は、下記のとおり、5つの方針とする。

- (1) 市民の生命・身体・財産を守るため、応急対策活動に万全を尽くす。
- (2) 市民生活や経済活動が停止する事態をできるだけ避け、早期回復に努める。
- (3) 職員（庁舎内の来客者を含む。）の安全を確保する。
- (4) 非常時優先業務の継続性を確保するため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- (5) 業務の継続性を向上させるため、関係機関との連携を強化する。

第2節 計画の概要

第1 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画、各種災害対応マニュアル及び一般業務に基づくものである。

本計画と関連する関連計画等を以下に示す。

No.	名 称
1	防災基本計画
2	千葉県地域防災計画
3	千葉県業務継続計画
4	市川市地域防災計画（震災編）
5	市川市地域防災計画（資料編）
6	市川市消防計画
7	市川市消防局震災対策警防要綱
8	市川市津波避難計画
9	システム管理担当の業務継続計画
10	市川市下水道業務継続計画
11	市川市災害廃棄物処理計画
12	市川市国民保護計画
13	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
14	官庁施設の総合耐震診断・改修基準
15	業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
16	防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
17	市川市公共施設等総合管理計画
18	市川市地震被害想定等調査総合報告書
19	各種災害対応マニュアル（個別のマニュアルを下記に示す）
20	災害対応事務局マニュアル
21	業務継続班マニュアル
22	医療本部 本部指揮班マニュアル
23	市川市医療本部 医療救護活動マニュアル
24	被災生活支援本部マニュアル
25	広報班マニュアル
26	ボランティア担当 課内マニュアル
27	多様性対応班マニュアル
28	災害時外国人対応サポーターの派遣に関する手引き
29	被災生活支援本部 生活再建支援マニュアル
30	災害班マニュアル
31	避難所対応班マニュアル
32	小学校区防災拠点要員行動マニュアル
33	被災市街地対応本部活動マニュアル
34	物資管理マニュアル
35	第1・2 配備体制 職員活動マニュアル
36	動植物園グループにおける非常時対応マニュアル（震災、強風被害）
37	市川市災害廃棄物初動対応マニュアル

第2 計画の発動と解除

1. 本計画の発動基準

市川市地域防災計画が想定する東京湾直下地震（マグニチュード 7.3）が発生し、本市において震度 6 弱または 6 強の揺れが観測された場合、本計画を適用する。

また、震度 5 強の揺れが観測され、本市が災害対策本部体制を確立した場合、災害により人的・物的資源が不足する状況を呈した場合、同様に本計画を適用する。

	災害対策本部体制 (重大な災害が発生又は発生のおそれがある場合)
市長が認めた場合	○本市域で震度 4 又は震度 5 弱を観測した場合
自動設置	○本市及び周辺域で、震度 5 強以上の地震が発生した場合 ○津波予報区の東京湾内に「大津波警報」が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関連する情報」で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 ○市内において、地震や津波による大規模災害発生のおそれがある場合

※出典：市川市地域防災計画

2. 発動者

発動者は、市長とする。

市長は、発災後 30 分を目途に収集した情報等から活用できる人的・物的資源、被災状況を把握し、必要に応じて、本計画を発動する。

なお、市長が不在の場合、発動者の代行順位は下表のとおりとする。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
市長	副市長	副市長	危機管理監

3. 解除基準

市長は、災害の発生後、市民生活、産業活動、行政活動が一定の安定（平衡）に至った際、又は、諸般の状況判断により、本計画を解除する。

第3 非常時優先業務

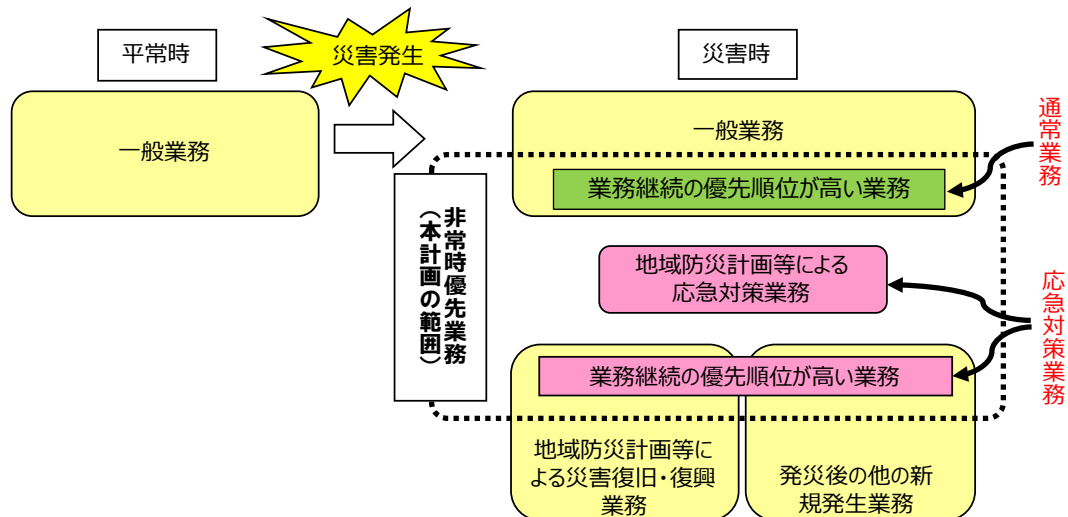
1. 非常時優先業務

非常時優先業務は、災害時に行政自らも被災し、人的・物的資源に制約がある中で、優先的に実施すべき業務である。

本計画では、下記のとおり、「応急対策業務」と「通常業務」を非常時優先業務とする。

業務名	業務の範囲	非常時優先業務の選定基準
通常業務	平常時の業務	一般的な業務のうち非常時でも優先して処理すべき業務
応急対策業務	地域防災計画及び各種災害対応マニュアルで定められている業務	応急対策計画における全業務
		復旧・復興業務及び発災後新たに発生する他の緊急的業務のうち、早期実現の優先度の高い業務

○業務継続計画で対象とする業務範囲

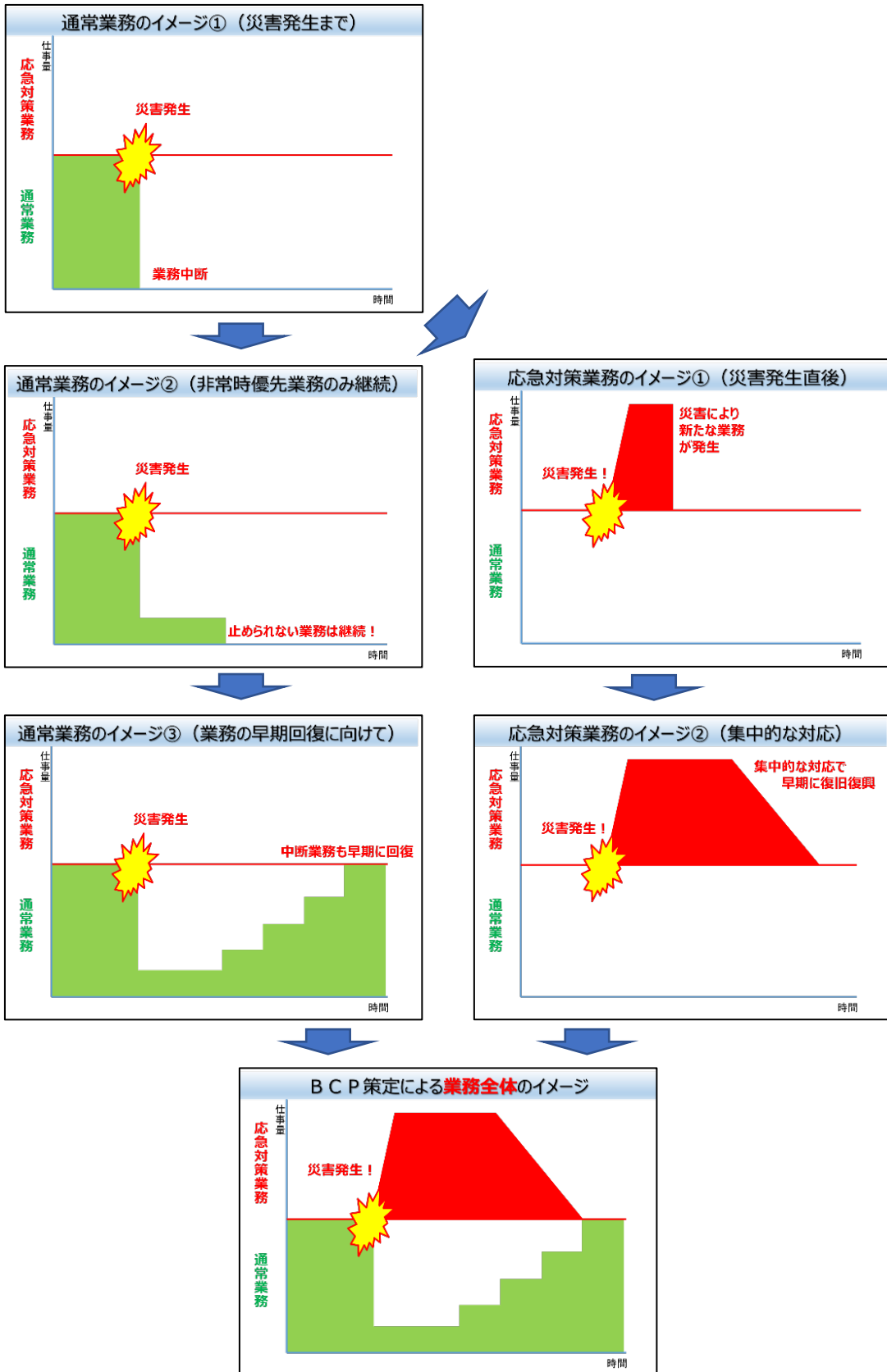


2. 災害発生と非常時優先業務

災害が発生した場合、平常時に行っている業務の大半を停止し、新たに発生する応急対策業務（非常時優先業務）に人的・物的資源を集中し、これを実施する。

ただし、停止できない通常業務（非常時優先業務）については、応急対策業務と並行して、継続する。そして、応急対策業務の実施状況に応じて、職員や資源を優先度の高い通常業務に戻し、段階的に通常業務を再開していく。

○災害発生と非常時優先業務のイメージ



第2章 被害想定

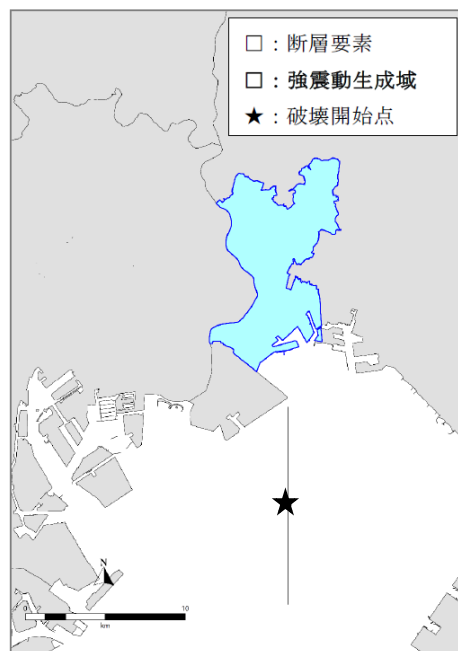
第1節 想定地震

本計画では、市川市地域防災計画（震災編）と同様、本市が実施した「東京湾直下地震による被害想定調査結果（令和6年3月）」を被害想定とする。

なお、被害想定は、本市や周辺地域の社会・自然的条件、都市の変遷によって大きく変化する。

東京湾直下地震（Mw7.3）における断層パラメータ（内閣府（2013））

断層全体	プレート内地震 (62MPa)	備考
断層面積 S (km ²)	900	岩田・浅野(2010)
平均的な応力パラメータ $\Delta\sigma$ (Mpa)	10.3	面積と地震モーメントの関係より
平均すべり量 D (m)	2.5	
地震モーメント M_0 (Nm)	1.1E+20	岩田・浅野(2010)
モーメントマグニチュード M_w	7.3	
長さ (km)	28.1	
幅 (km)	32.1	
走向 θ	0°	南北方向
傾斜 δ	90°	
すべり角	0°	横ずれ
SMGAの内部パラメータ		
応力パラメータ	62	岩田・浅野(2010)
面積 (km ²)	150	
面積比	16.7%	
平均すべり量 (m)	5.1	平均すべり量×2
地震モーメント M_0 (Nm)	3.5E+19	$M_0 = \mu DS$
モーメントマグニチュード M_w	7.0	$\Delta\sigma \times S / S_s$
その他		
破壊伝播速度 V_r (km/s)	2.9	
F_{max} (Hz)	6	
剛性率 μ (N/m ²)	4.6E+10	



東京湾直下地震（Mw7.3）における震源モデルの位置図

※ 傾斜90度の断層になるので、断層要素が垂直に配置されている。

第2節 市川市における被害想定

本市が実施した「東京湾直下地震による被害想定結果」を以下に示す。

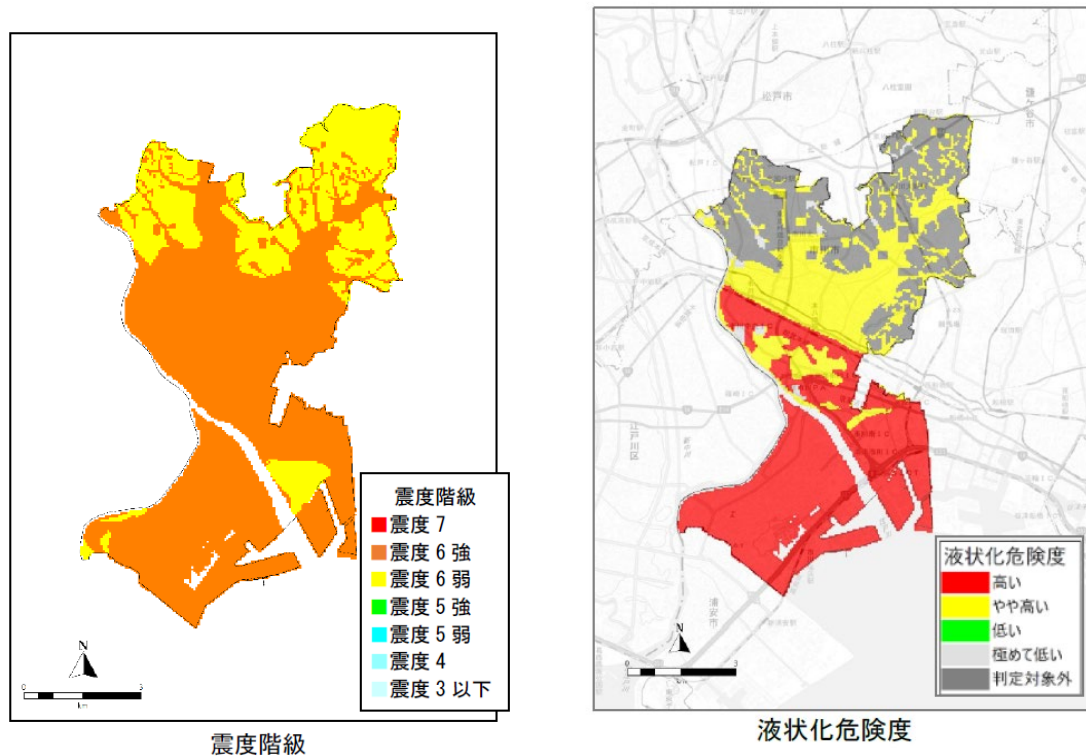
○東京湾直下地震（M7.3）による被害予測結果

現況	項目		現況	
	人口 ^{※1} （人）		497,750	
	世帯数 ^{※1} （世帯）		263,956	
	面積（km ² ）		56.39	
	全建物棟数		107,267	
被害想定	項目		被害量	
	市川市内での震度階級		6弱・6強	
	建物被害	全壊棟数	5,126	
		半壊棟数	12,642	
	火災被害	出火件数	77	
		焼失棟数	10,965	
	人的被害	死者数（人）	451	
		負傷者数（人）	1,824	
	ライフライン被害 ^{※2}	電力	停電率（直後、%）	19.3
		上水道	断水率（直後、%）	74.4
		下水道	機能支障率（直後、%）	6.1
		固定電話	不通回線率（直後、%）	12.2
		都市ガス	供給停止率（直後、%）	44.9
		LPガス	機能支障率（直後、%）	15.2
避難者	避難所		49,264	
	避難所外		49,265	

※ 人口・世帯数は、令和7年8月31日時点（住民基本台帳人口より）

※ ライフラインの被害率は、1kmの延長上で発生する被害箇所数（破損、漏洩、抜け落ちなど）

○東京湾直下地震M7.3の震度分布と液状化発生分布図



東京湾直下地震では、震度 6 弱または 6 強の強い揺れが想定されており、建物が密集する市街地では、揺れによる建物被害や人的被害、火災の発生が多くなると予想される。

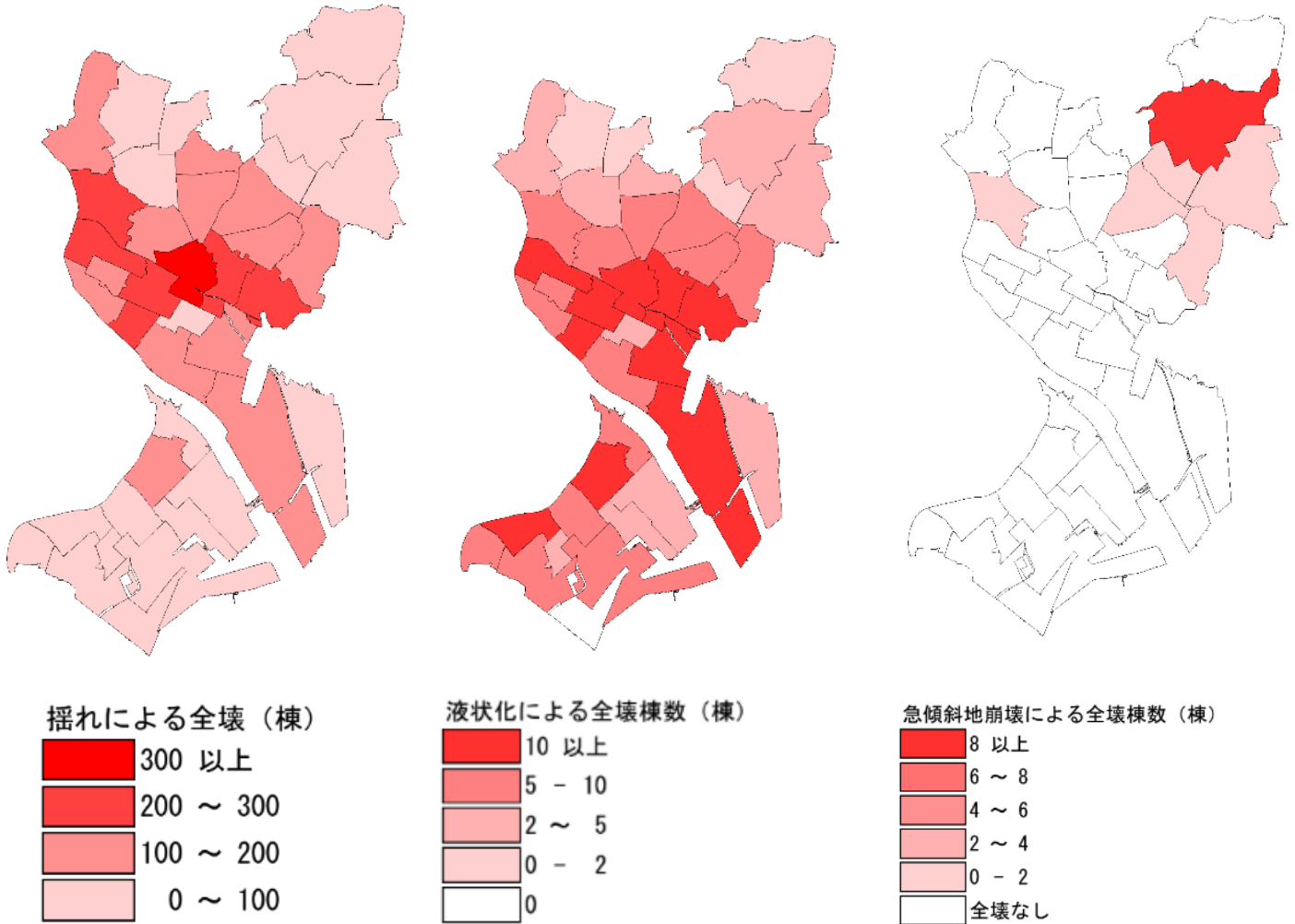
また、沿岸部や河川沿いの埋立地・低地では地盤の液状化が発生する危険性が高く、ガス・水道・電気等のライフライン施設への被害も多く生じる可能性がある。

これらを踏まえ、市内の地震被害は、次ページのとおりに想定した。

建物被害

被害分布は、震度の大きい市中部等で、その危険度が高くなっている。

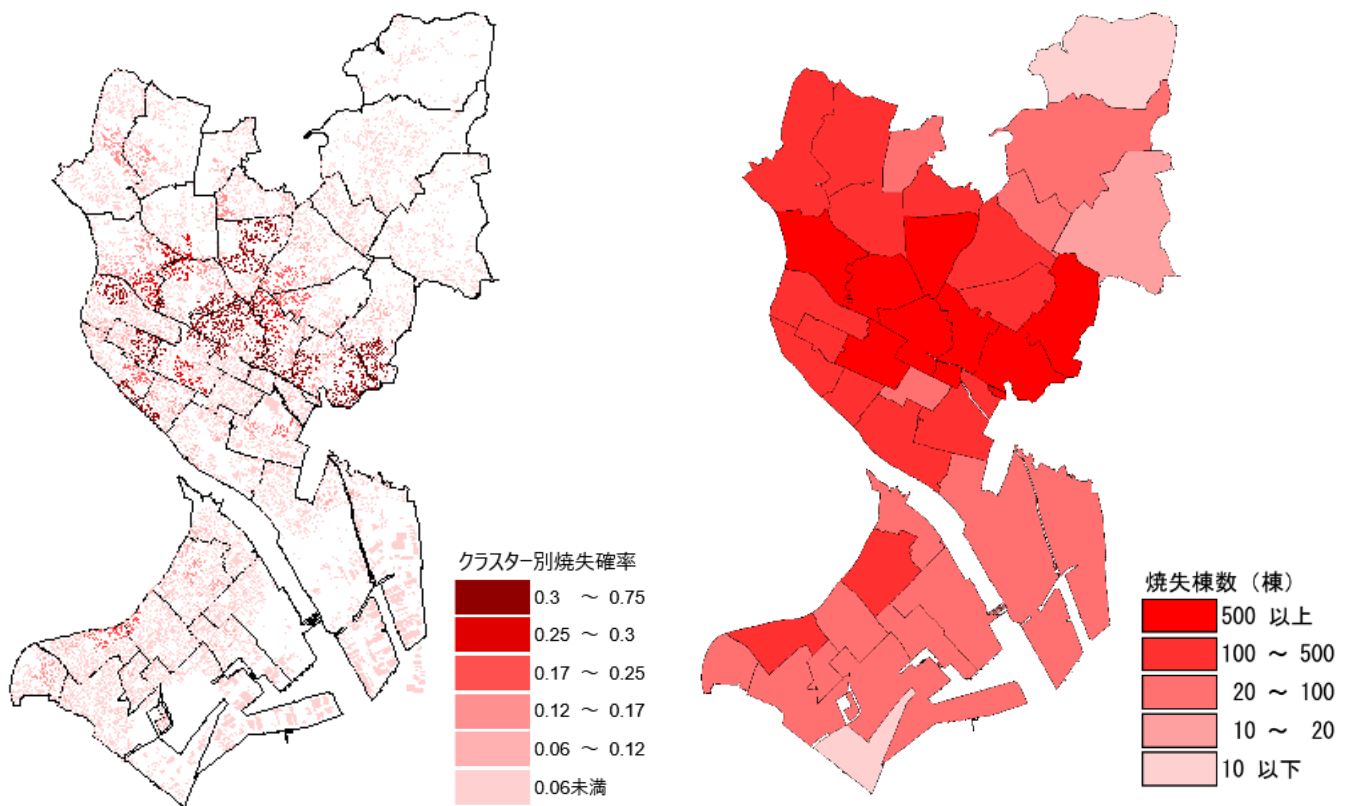
市全体では 5,000 棟を超える全壊（倒壊含む）被害が想定されている。



火災による被害

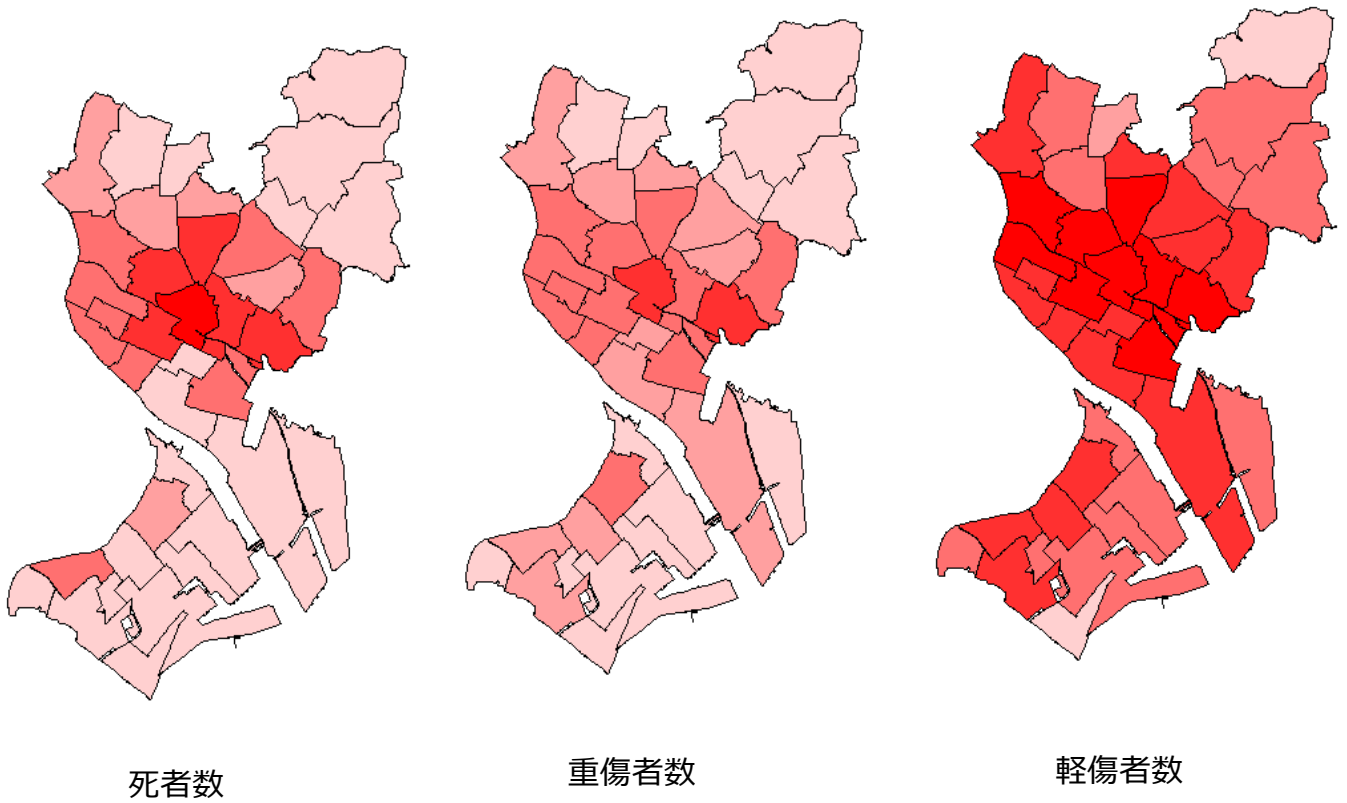
本市全域で77件の出火が想定され、木造建物被害の危険度が高い密集市街地での出火危険が高くなっている。

建物延焼危険度は、風向：北北西（本市における年間風向で最も多いもの）、風速：6 m（強風時として、本市における年間の平均風速3 mの倍の風速）を想定しシミュレーションを行っており、焼失棟数については、初期消火と公設消防等による消火活動によって消火できずに残った火災（残出火）が延焼拡大し、自然鎮火するまでに焼失する棟数である。強風時には10,000棟を超える焼失が想定されている。



人的被害

建物被害が大きいと考えられる市中部等において多くの被害が予想される。市全体では「冬・18時・強風時」の状況下での発災で451人の死者、387人の重傷者、1,437人の軽傷者が想定されている。



第3章 業務資源

第1節 庁舎及び所管施設

第1 庁舎

1. 庁舎の被害想定

東京湾直下地震が発生した場合の庁舎の被害予測を示す。この予測は、前章の被害想定に基づくものである。

○主な庁舎の被害予測

施設名	所在地	建設時期	構造	非常用電源稼働	備蓄の有無	予測震度	被害想定
市役所第1庁舎	八幡 1-1-1	R2	S造	7日間	○	6強	被害は最小限
市役所第2庁舎	南八幡 2-20-2	H29	SRC造	7日間	○	6強	被害は最小限
勤労福祉センター本館	南八幡 2-20-1	S57	RC造	24.0時間		6強	被害は最小限
分庁舎C棟	東大和田 1-2-10	H6	S造	-		6強	被害は最小限
いちかわ情報プラザ(サーバー室)	南八幡 4-2-5	H13	RC造	9時間		6強	被害は最小限
グランドターミナルタワー本八幡	八幡 3-3-2	H25	RC造	12.0時間		6強	被害は最小限
市川市行政サービスセンター	市川南 1-1-1	H20	RC造	-		6強	被害は最小限
行徳支所	未広 1-1-31	S53	SRC造	44.0時間	○	6強	被害は最小限
大柏出張所	南大野 2-3-19	S56	RC造	-	○	6強	被害は最小限
南行徳市民センター	南行徳 1-21-1	H9	SRC造	22.0時間	○	6強	被害は最小限

2. 業務継続への影響

災害対策本部が設置される市役所第1庁舎は、鉄骨造（地上7階、地下1階、延面積 30,480 m²）で、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、建築基準法の 1.5 倍相当の強度を確保しており、想定地震による被害は最小限と考える。

ただし、災害が発生した場合、一旦、市役所第1庁舎への立ち入りを禁止とし、安全確認点検を行う。

その他の庁舎の被災予測では、窓ガラスの破損や備品の散乱等の発生が予想されるが、業務継続への影響は最小限と考える。

第2 所管施設

1. 所管施設の被害想定

東京湾直下地震が発生した場合の所管施設の被害予測を示す。この予測は、前章の被害想定に基づくものである。

一部の所管施設は、耐震基準の低い昭和56年以前に建てられた建造物であるが、現在はいずれも耐震改修済みである。

○所管施設の被害予測

施設名	所在地	建設時期	構造	非常用電源稼働	備蓄の有無	予測震度
文化会館	大和田 1-1-5	R4	SRC造	10.9時間		6強
全日警ホール	八幡 4-2-1	H28	RC造	31.2時間		6強
国府台市民体育館	国府台 1-6-4	S48	SRC造	19.5時間	○	6強
塩浜市民体育館	塩浜 4-9-1	H1	RC造	35.0時間		6強
子ども発達センター (市川駅南公民館)	大洲 4-18-3	S56	RC造	1.0時間		6強
保健センター	南八幡 4-18-8	S56	RC造	3.0時間		6強
市川公民館	市川 2-33-2	H2	RC造	有		6強
曾谷公民館	曾谷 6-25-5	S57	RC造	有		6強
南行徳公民館	相之川 1-3-7	H1	RC造	有		6強
信篤公民館	高谷 1-8-1	S56	RC造	有		6強
東部公民館	本北方 3-19-16	S53	RC造	有	○	6強
行徳公民館	末広 1-1-31	S53	RC造	有	○	6強
生涯学習センター	鬼高 1-1-4	H6	SRC造	8.0時間		6強
八幡市民交流館	八幡 4-2-1	R6	RC造+S造	65.77時間		6強

2. 業務継続への影響

所管施設の被災予測では、窓ガラスの破損や備品の散乱等の発生が予想されるが、業務継続への影響は最小限と考える。

第3 代替施設

1. 庁舎や所管施設の代替施設

東京湾直下地震が発生した場合、庁舎や所管施設における業務継続への影響は最小限と考えるが、延焼火災や建物内の火災等により、庁舎や所管施設における業務継続が困難になった場合に備えて、あらかじめ防災拠点施設については、代替施設の候補地を複数定める。

○防災拠点施設の代替施設

本部	防災拠点施設名	代替施設（候補地）
災害対策本部	市役所第1庁舎	市役所第2庁舎
災害1班	国府台市民体育館	西部公民館、曾谷公民館、菅野公民館、市川公民館
災害2班	大柏出張所	少年自然の家、柏井公民館、霊園管理事務所、J:COM 北市川スポーツパーク
災害3班	東部公民館	市民プール、若宮公民館、全日警ホール
災害4班	勤労福祉センター	急病診ふれあいセンター&大洲防災公園、勤労福祉センター分館、こども発達センター、市川駅行政サービスセンター
災害5班	信篤公民館	信篤窓口連絡所、鬼高公民館、高谷中学校、いきいきセンター田尻
災害6班	行徳支所	南行徳公民館、本行徳公民館、行徳駅前公園
消防本部	消防局	北消防署

2. 代替施設における業務資源の強化

代替施設では、非常用電源、通信機器、食料・飲料水・トイレ等の備蓄品、パソコンや複合機等の確保を推進する。

○防災拠点施設と代替施設



第2節 ライフライン及び道路

第1 ライフラインの復旧予測

東京湾直下地震が発生した場合の庁舎周辺地域の予測震度、道路及びライフラインの復旧予測を示す。これらの予測は、前章の被害想定に基づくものである。

○ライフラインの地震被害による復旧予測

施設名	予測震度	ライフラインの復旧予測		
		上下水道	電力	電話
市役所第1庁舎	6強	上水道は1ヶ月以内 下水道は1ヶ月程度	1週間以内	1週間以内
市役所第2庁舎	6強			
勤労福祉センター本館	6強			
分庁舎C棟	6強			
いちかわ情報プラザ	6強			
グランドターミナルタワー本八幡	6強			
ザ・タワーズ イースト	6強			
行徳支所	6強			
大柏出張所	6強			
南行徳市民センター	6強			

停電、通信被害については1週間以内、断水、都市ガスの供給停止については1ヶ月以内、上下水道の機能支障については1ヶ月程度での復旧が想定された。

鉄道については、市内の路線全体のうち約6割が震度6弱以上の揺れに見舞われることから、過去の地震同様に復旧に1ヶ月以上を要する。

第2 道路・交通手段

1. 道路不通に備えた交通手段の強化

災害に備えて、本市の公用車を緊急通行車両として公安委員会に届け出ると共に、今後、バイク等の活用を検討する。

2. 道路・交通手段の早期復旧

東京湾直下地震が発生した場合、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確に障害物を除去し、道路・交通手段の復旧を図る必要がある。

特に、大きな揺れと液状化被害に見舞われる行徳地域は、本庁管内から孤立することが懸念され、応急対策業務を実施する上で、江戸川放水路を渡る交通手段を確保する必要がある。

行徳橋、新行徳橋、国道 357 号線市川大橋、妙典橋の被災状況について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施し、早期の復旧を図る。

また、住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者や海上保安庁と連携を図りつつ、港湾機能の早期復旧を実施する。

3. 緊急輸送手段の確保

災害時に道路の全部又は一部が通行できない場合、多様な交通手段を活用する。

手段	内容
水上輸送	○水上輸送に活用できる河川堤防・港湾施設等は、それぞれの管理者が迅速に応急補修を行って、水上輸送に備える。 ○水上交通には、千葉県所有の船舶、海上保安庁による協力、市川市漁業協同組合との災害支援協定による協力のほか、民間による輸送にも努める。 ○海上交通に関する交通規制は、海上保安庁が行う。
航空輸送	○自衛隊等による空輸に備えて、市内7カ所に指定されているヘリポートの他、必要に応じて被災地内外の空地をヘリポートに指定し輸送手段として活用する。
鉄道輸送	○鉄道管理者との協議により、緊急輸送手段としての鉄道の活用に努める。

○市内等のヘリポート臨時離発着場と船着場

臨時離発着場名	所在地	施設管理者	滑走路面積 (m ²)
第七中学校	末広 1-1-48	本市教育委員会	4,000
江戸川河川敷緑地	河原地先	国交省江戸川河川事務所	10,000
中山競馬場駐車場	船橋市古作 94	日本中央競馬会	6,375
第三中学校	曾谷 3-2-1	本市教育委員会	3,000
国府台陸上競技場	国府台 1-6-4	本市スポーツ施設課	9,000
大洲防災公園※	大洲 1-18	本市公園緑地課	7,000
広尾防災公園※	広尾 2-3-2	本市公園緑地課	7,000

※ 広域物資輸送拠点

設置箇所	所在地	整備年度
市川緊急用船着場	市川南4丁目地先	平成13年度
常夜灯公園緊急船着場	本行徳～関ヶ島地先	平成21年度
広尾防災公園緊急船着場	広尾2丁目地先	平成27年度



第3節 付帯設備・備蓄

第1 非常用電源

1. 非常用電源の設置状況

本市では、災害時における電力供給の途絶に備えて、主要な庁舎に非常用電源設備を整備している。

各庁舎における非常用電源の設置状況とその稼働時間を示す。

災害対策本部が設置される市役所第1庁舎では、非常用電源と発電機の稼働に必要な燃料7日間分を確保しており、停電時に自家発電機とUPS（無停電電源装置）からのバックアップ電源により、執務室、委員会室、市長室を中心として電力が供給される。

なお、廊下の照明、エレベータの台数、事務用コンセントの一部は間引きされる。

○非常用電源の稼働時間

施設名	非常用電源の稼働時間
市役所第1庁舎	7日間
市役所第2庁舎	7日間
勤労福祉センター本館	24時間
分庁舎C棟	—
いちかわ情報プラザ（サーバー室）	9時間
グランドターミナルタワー本八幡	12時間
市川市行政サービスセンター	—
行徳支所	44時間
大柏出張所	—
南行徳市民センター	22時間

2. 電力供給の途絶に備えた対策の強化

現在、一部の庁舎には非常用電源が設置されていないため、今後、非常用電源の設置、最低3日間分の燃料の備蓄、燃料が尽きた場合の給油手段の確保に努める。

また、ライフラインの途絶等により、発電機が稼働できなくなる場合もあることから、空冷対応の発電機の設置を検討する。

なお、庁舎内においては、非常用電源から電力が供給される設備やコンセントを明確にする。

第2 通信機器

1. 通信機器の設置状況

本市では、災害時における電話回線の途絶に備えて、地域防災（MCA）無線（半固定 153 台、車載型 4 台、携帯型 49 台）、災害時優先電話（71 台）を整備している。

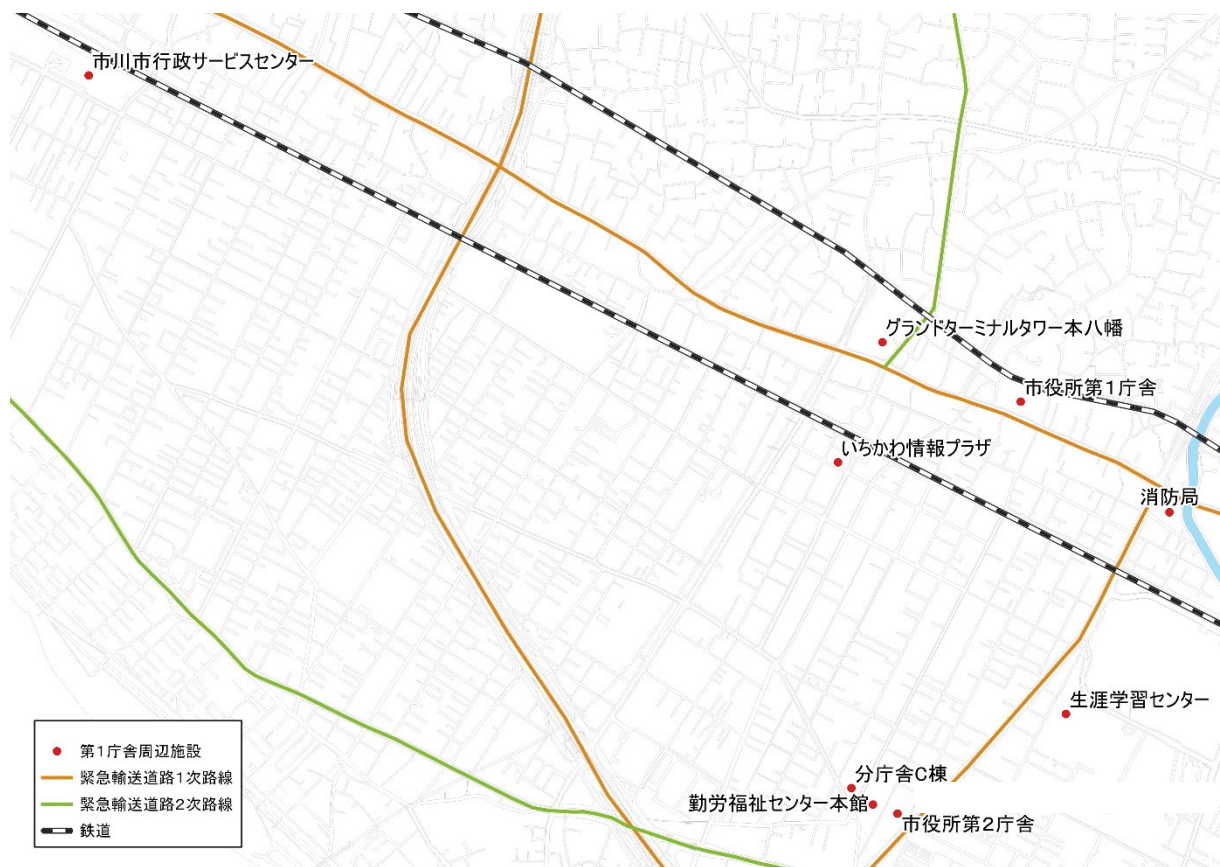
なお、本市が整備している災害時優先電話は、一般電話に比べ「発信」が優先されるものであり、「受信」が優先されるものではないことに注意する。

2. 電話回線の途絶に備えた対策の強化

災害時における通信機器をより強化するため、今後、多様な手段を組み合わせた通信網の構築に努める。

特に、災害時でもつながりやすい衛星携帯電話を導入し、非常時優先業務の実施にあたって重要な役割を担う職員が常時携帯する等、非常時でも確実に連絡が取れる体制の整備に努める。

○市役所第1庁舎周辺の施設位置図



第3 情報システム

1. 情報システムの状況

本市では、市民サービスの提供にあたり、複数の情報システムを導入し、多様な行政データを取り扱っている。また、情報ネットワークを介して、庁舎・所管施設・関係行政機関等と業務連携を図っているほか、市公式 Web サイト等により、インターネットを利用して市民に多岐にわたる情報を提供している。

災害時に情報システムが使用できなくなった場合、日常行っている市民サービスの提供のみならず、避難情報の伝達等に支障が生じることから、情報システムサーバ及びネットワーク機器の耐震化、行政データのバックアップ等を実施している。

2. 各種ライフラインの途絶に備えた対策の強化

災害時における情報システムの運用を確保するため、停電対策の強化、行政データのバックアップの充実化、情報ネットワークの多ルート化、システム保守点検業者との連携の強化等に努める。

第4 備蓄品（食料、飲料水、トイレ等）

1. 備蓄品（食料、飲料水、トイレ等）の状況

本市では、災害時における流通や上下水道の供給途絶に備えて、非常時優先業務の実施に必要となる食料、飲料水、トイレ等の備蓄を行っている。

主要な庁舎における備蓄品の保管状況を示す。（令和7年7月時点）

なお、本市では、これとは別に被災者用の備蓄品を市内各所の防災倉庫等に保管しているが、本計画では、非常時優先業務に従事する職員用の備蓄品に限定して取り扱うこととする。（被災者用の備蓄品については、地域防災計画（資料編）に掲載）

①市役所第1庁舎の備蓄品（備蓄場所：5階防災倉庫（職員用＋帰宅困難者用））

品名	数量	単位	備考
クラッカー	695	食	アルパインエア・災害救助用クラッカー
非常用ビスケット	597	箱	ライスクッキー
携帯用おにぎり (鮭・五目・おこわ・昆布・しょう油)	1,154	食	
パックごはん	2,280	食	
牛丼の素	954	食	
尾西のひだまりパン（プレーン）	288	箱	
液体ミルク(明治らくらくミルク)	60	缶	
フリーズドライご飯(チャーハン味)	850	食	
常備用カレー（甘口）（中辛）	1,068	食	5年保存
ビスコ保存パック	340	パック	
ビスコ保存缶	54	缶	
ルヴァンビスケット保存缶	54	缶	
防災ゼリー（グレープ味）（洋ナシ味）	954	パック	
野菜ジュース	47	パック	野菜一日これ一本
保存水	3,048	本	500ml（5年、6年、10年保存）
携帯トイレ	5,000	袋	
生理用品	8,784	枚	
ハンドソープ	96	本	500ml
クーラーボックス	3	個	56ℓ
プラカップ	2,000	個	7オンス
どんぶり	1,260	個	
カレー皿	1,300	枚	
竹箸	2,800	膳	
PCフォーク	2,000	本	
先割れスプーン	5,000	本	
使い捨て哺乳瓶	460	本	ステリボトル
毛布	188	枚	
寝袋	23	袋	
アルミブランケット	1,000	枚	
ヒートパック	1,920	セット	

ポータブル蓄電池	1	台	580 Wh
ソーラーパネル	1	台	110 W
USB10 連ポート	1	個	
モバイル充電コード	5	個	
拡声器	5	個	
三角コーン	20	個	
コーンベッド	20	個	
剣先スコップ	10	本	
プライベートテント	24	張	
ヘッドアップ簡易ベッド	1	台	
情報表示ボード	2	台	
歯磨きシート	240	枚	
マスク(大人用)	4,450	枚	
マスク(小人用)	4,000	枚	
防護服	370	着	L、XL サイズ
フェイスシールド	200	枚	
エアーマット	10	個	
ニトリル手袋	2,800	枚	
ペーパータオル	495	パック	
ウェットティッシュ(除菌)	6,800	パック	

このほか、災害対策本部が設置される市役所第1庁舎には、職員が7日間活動するために必要となる給水量を屋上水槽に確保している。

また、地下において、職員が7日間活動する間にトイレ等を使用できるよう排水貯留槽を確保している。
受水槽 12 m³×2、井戸 100 ℓ/min ※災害時はろ過機を使用し飲料水として供給可能

②市役所第2庁舎（備蓄場所：4階チャレンジ）

品名	数量	単位	備考
クラッカー	140	食	災害救助用クラッカー
アルファ米（わかめ・きのこ・白飯）	300	食	
パックごはん	96	食	
保存水	384	本	500m ℓ
携帯トイレ	3,000	袋	
ゴミ袋	500	袋	

このほか、市役所第2庁舎には、職員が7日間活動するために必要となる給水量を屋上水槽に確保している。

また、地下において、職員が7日間活動する間にトイレ等を使用できるよう排水貯留槽を確保している。
受水槽 最大 28 m³（通常 20 m³）、井戸 80～90 ℓ/min

③行徳支所（備蓄場所：地下倉庫）

品名	数量	単位	備考
クラッカー	545	食	サバイバルフーズ・アルパインエア・災害救助用クラッカー
パックごはん	120	食	
保存水	360	本	500mℓ
簡易トイレ	30	個	ワンタッチトイレ クリーン SHⅡ
トイレトペーパー	96	巻	無包装 シングル 130m
小型発電機	1	台	EF2500
毛布	120	枚	
ポータブル蓄電池	2	台	大型 1425Wh
ソーラーパネル	2	台	50W
USB10 連ポート	2	個	
モバイル充電コード	10	個	
ライフジャケット	24	着	
避難所用マット	2	本	1m×20m

このほか、行徳支所には、防災井戸（耐震性貯水槽（40t）浄水装置）、受水槽（平地）60 m³及び、高架受水槽（支所棟）15 m³、高架受水槽（図書館棟）6 m³がある。

④メディアパーク市川（生涯学習センター）（備蓄場所：地下倉庫）

品名	数量	単位	備考
保存水	336	本	500mℓ
携帯トイレ	3,000	袋	
トイレトペーパー	336	巻	無包装 シングル 130m
毛布	150	枚	
寝袋	145	袋	
アルミブランケット	100	枚	
避難所用マット	6	本	1m×20m

このほか、メディアパーク市川（生涯学習センター）には、防災用井戸（屋外）、受水槽（地下1階）及び高架水槽（屋上）がある。

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動

第1 勤務時間内に災害が発生した場合

1. 職員の行動

勤務時間内に地震が発生した場合、職員は、まず身の安全を確保し、必要に応じて、一旦は建物の外に避難し、建物の安全を確認する。避難する際、来庁者や施設利用者に対して、避難誘導を行う。

建物の安全を確認した後、各種情報を収集し、各自が担当する非常時優先業務を実施する。

また、家族に連絡して安否を確認し、安否確認ができない場合、非常時優先業務に従事する代替職員を確保し、許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

なお、非常時優先業務に従事しない職員は、一旦帰宅することとし、交代要員として従事する準備を整える。交通機関の停止等により帰宅が困難な職員は、むやみに帰宅せず、職場内で待機し、職員の家族の安否確認を行う。

2. 庁舎や所管施設における避難者への対応

大規模地震が発生した場合、庁舎や所管施設に市民が避難して来ることが考えられ、原則、予め定められた避難場所や避難所へ誘導する。

ただし、避難場所や避難所への移動が困難な要配慮者については、非常時優先業務の支障にならない範囲で、庁舎や所管施設へ一時的に受け入れる。

第2 勤務時間外に災害が発生した場合

1. 地域防災計画（震災編）における職員の参集基準

本市の地域防災計画（震災編）が定める配備体制及び職員の参集基準は、下記のとおりである。

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員
第1 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」が発表された場合 ○本市域で「長周期地震動階級3」以上が観測された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応事務局 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 ○上記の所属職員で予め定められた職員
第2 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5弱」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報及び被災情報の収集 ○本部－小学校区防災拠点（中学校含む）体制設立準備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の開設準備 ・関連職員への待機指示 ・本部・小学校区防災拠点の開設準備 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 ○小・中学校避難所の開設準備 ○帰宅困難者・滞留者への対応準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の構成職員 ○各対応本部の指定職員（緊急初動配備職員を除く。） ○消防本部全職員 ○避難場所に指定されている施設の施設管理者 ○緊急初動配備職員 ○災害対応事務局
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の自動開設 ○本部－小学校区防災拠点体制による応急対策活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員（緊急初動配備職員を含む。）

2. 職員の行動

勤務時間外に地震が発生した場合、家族を含めた安否を職場に報告し、上記の参集基準に基づき、徒歩、自転車、オートバイ等により、参集場所に出勤して、非常時優先業務を実施する。

なお、参集にあたっては、可能な限り、飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、適宜、確認した情報を職場に報告する。

また、自身や家族の負傷により、やむを得ず参集できない場合、速やかに職場に報告する。

第2節 職員の参集予測

1. 職員の参集予測

東京湾直下地震が発生した場合の職員の参集予測のため、職員 3,066 名を対象として調査を実施した。
(令和7年7月現在)

調査にあたっては、各職員の居住地から参集場所までの距離、徒歩・バイク・自転車による移動速度を基に参集に要する所要時間を求めた。

職員の参集率（消防局除く）は、発災後3時間以内で54.9%、12時間以内で87.1%、1日以内で91.7%が参集可能という結果になった。

○大規模地震発生後の参集可能人員（勤務時間外）

部 名	勤務人員	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
市長公室	36	24	31	32	32	32
危機管理室	24	20	21	22	22	22
総務部	74	23	60	66	67	67
企画部	23	9	17	18	19	19
財政部	142	91	126	137	137	137
管財部	85	37	76	80	80	80
情報管理部	31	12	25	26	26	26
文化国際部	37	14	30	34	34	34
スポーツ部	27	19	24	24	24	24
市民部	158	65	131	137	139	139
経済観光部	83	63	73	75	77	78
こども部	557	356	528	541	541	541
福祉部	284	150	253	271	273	275
保健部	141	69	99	107	107	107
環境部	153	43	107	119	146	146
街づくり部	111	59	101	106	106	106
道路交通部	113	76	102	104	105	105
下水道部	80	49	72	76	77	77
行徳支所	83	32	76	77	77	77
会計管理者	13	8	11	11	11	11
議会事務局	21	7	17	19	19	19
選挙管理委員会事務局	9	3	8	8	8	8
監査委員会事務局	11	4	9	10	10	10
農業委員会事務局	6	2	5	5	5	5
教育振興部	144	97	128	137	138	138
学校教育部	103	68	92	97	98	98
消防局 (4署は2交代制)	310	472	498	498	498	301
合 計 (消防局除く)	2,549	1,400	2,222	2,339	2,378	2,381
参集率 (消防局除く)	-	54.9%	87.1%	91.7%	93.2%	93.4%

2. 連絡体制の強化

今回の調査結果では、短時間の内に大部分の職員が参集できる予測となったが、災害時における混乱を防ぐため、参集時における連絡体制を強化する必要がある。

このため、緊急時には、ロゴチャットを活用して職員に情報を発信するとともに、ロゴフォームを用いて各職員の参集可否等を把握し、職員の状況を一元的に共有する体制としている。

第3節 権限委任

第1 権限委任

1. 災害時における権限委任

大規模地震が発生した際、迅速かつ的確に業務を継続するため、指揮命令系統を確立する必要がある。災害時において責任者が不在の場合に備えて、あらかじめ代行順位を定め、権限委任を行うことが出来る体制を整備する。

2. 権限委任の実施

権限委任は、下記のような状況下にて実施する。

責任者と連絡が取れない場合

- ・責任者の権限は、あらかじめ定めた代行順位に従い委任される。

責任者と連絡が取れるが、責任者が速やかに参集出来ない場合

- ・責任者の権限は、委任されない。
- ・原則、責任者と連絡を取り、指示を仰ぐ。

第2 各本部の責任者の代行順位

本市の地域防災計画（震災編）では、災害時の活動体制として、本部－拠点体制を取ることとしている。地域防災計画（震災編）が定める各本部の代行順位を示す。

○各本部の代行順位

本部名	代行順位			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
災害対策本部	市長	副市長	副市長	危機管理監
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長	
医療本部	保健部長	保健部次長	保健医療課長	
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会事務局長	
災害班(1~5班)	部長	次長	班長が指名	
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	下水道部長	
行徳本部(災害6班)	行徳支所長	行徳支所次長	支所総務課長	
消防本部	消防局長	消防局次長	消防局次長	

第 5 章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定

令和7年7月に庁内の各部署を対象として、東京湾直下地震の発生を前提とした非常時優先業務の選定調査を実施した。

また、非常時優先業務に対して、発災からいつ頃までに業務を開始・再開するかを検討し、目標復旧時間を設定した。

1. 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定にあたり、通常業務については、各部署が日常行っている業務を対象とした。

また、応急対策業務については、地域防災計画（震災編）及び各種活動マニュアルで定められている所掌（業務）を対象とした。

2. 目標復旧時間の設定

目標復旧時間の設定にあたり、地域防災計画（震災編）で定められているフェーズを採用した。

ただし、本計画では、限られた資源の中で非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを重視しているため、下記のとおり、地域防災計画のフェーズ1をフェーズ0とフェーズ1に細分すると共に、フェーズ5を取り扱わないこととした。

発災からの経過時間	市川市地域防災計画	市川市業務継続計画（本計画）
3時間	フェーズ1	フェーズ0
12時間		フェーズ1
1日	フェーズ2	フェーズ2
3日	フェーズ3	フェーズ3
1週間	フェーズ4	フェーズ4
1週間以降	フェーズ5	取り扱わない

3. 所管施設の運営

今回の非常時優先業務の選定にあたり、本市の所管施設に係る業務については、所管施設の運営の優先度を考慮した。

優先度	施設の特性	具体的な施設
非常に高い	要配慮者等が入所している施設	老人福祉施設、障がい者施設
高い	要配慮者等が通所している施設	保育園、幼稚園、小中学校
普通	市民活動と関連性が高い施設	体育館、公民館
低い	そのほかの施設	図書館、市川観光物産インフォメーション、博物館、動物園等

4. 選定結果

非常時優先業務の選定を行い、フェーズ0からフェーズ4までの各段階において実施すべき業務を整理した。各フェーズでは、体制の確立や人命救助、避難所の開設・運営、被災者支援、復旧に向けた準備など、災害対応の進展に応じた業務を段階的に実施することとしている。

また、応急対策業務は、フェーズ0に開始する業務が多数となった。応急対策業務については、業務数が多いことから、選定結果の詳細を「別冊資料」に示す。

○フェーズ0に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	職員課 (行政対象暴力 担当室含む)	職員への給与支給業務
2		ダイバーシティ推進 課	施設の安全確認 男女共同参画センター運営業務 (利用者対応)
3	市民部	市民課	戸籍・台帳等の管理・手続業務 (マイナンバー業務を含む)
4	企画部	行政経営・DX 課	オンライン申請システム (LoGo フォーム・Kintone) 運用業務
5	管財部	技術管理課	委託契約や施設修繕契約、工事に関する業務委託の検査
6	情報管理部	情報総務課	庁内 Web 会議運用サポート (本部使用時のみ)
7	市民部	市民課	戸籍・台帳等の管理・手続業務
8			住民登録・印鑑登録手続業務
9			埋火葬手続き業務
10			各種証明の交付
11		市川駅行政サービ スセンター	戸籍・台帳等の管理・手続業務
12			住民登録・印鑑登録手続業務
13			各種証明の交付
14	経済観光部	商工課	施設点検・管理
15		デジタル地域通貨 推進課	デジタル地域通貨推進課 ICHICO の管理・運営
16		動植物園課	動物の飼育管理及び展示業務
17	こども部	発達支援課	発達相談支援
18		幼保施設管理課	公立保育園・幼稚園等運営管理業務
19	福祉部	生活支援課	生活保護業務 (保護費支給)
20	会計課	会計課	出納業務
21	消防局	消防総務課	職員への給与支給業務
22			出納業務
23		予防課	危険物の規制
24			石油コンビナート等の災害の予防
25			火災の調査等

○フェーズ1に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	文化国際部	文化芸術課	文化資料の保全業務
2	街づくり部	開発指導課	開発指導課窓口業務
3			開発許可業務
4	行徳支所	支所市民課	戸籍・台帳等の管理・手続業務
5			埋火葬手続き業務
6		南行徳市民センター	戸籍・台帳等の管理・手続業務 (マイナンバー業務を含む)
7			住民登録・印鑑登録手続業務 (義務教育入学通知関係業務を含む)
8			埋火葬手続き業務 (死亡届、関連許可書の交付)
9			各種証明の交付

○フェーズ2に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	総務課	公文書に使用する庁印、職印の登録、管理及び一部公印の管理・保管業務
2			条例・規則・告示・公告その他の公示すべき文書に関する業務
3			文書の收受及び発送に関する業務
4	文化国際部	東山魁夷記念館	文化資料の保全業務
5	市民部	市民安全課	ネットワーク型街頭防犯カメラの確認・運営・対応業務
6	子ども部	子ども施策課	子育て相談・各種サービスによる支援等
7		発達支援課	障害児通所給付費の支給決定
8	環境部	クリーンセンター建設課	工事現場の安全確認
9		クリーンセンター	クリーンセンター操業業務 (一般廃棄物処理)
10			衛生処理場操業業務 (し尿・浄化槽汚泥処理)
11			焼却炉立ち上げ
12			処理残渣物の搬出先確保
13	学校教育部	学校地域連携推進課	放課後子ども教室運営事業
14	消防局	消防総務課	消防防災広報業務
15			公印の保管業務

○フェーズ3に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	総務課	全庁の文書印刷に関する業務
2			文書の集配に関する業務
3		職員課	職員の健康管理業務
4			職員への不正な働きかけ等に対する対応業務
5		法務課	裁判関係業務
6			法律相談
7	市民部	自治振興課	自治会対応
8	情報管理部	情報管理課	情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務
9	経済観光部	デジタル地域通貨推進課	ふるさと納税の管理・運営
10		農政課	農業災害対策
11		動植物園課	熱帯植物等の管理及び展示業務
12	環境部	生活環境保全課	苦情・相談対応
13	行徳支所	支所総務課	自治会対応
14			市民相談業務
15		支所市民課	住民登録・印鑑登録手続業務
16			各種証明の交付
17	会計課	会計課	県収入証紙の受払事務
18			市税等(金融機関収納分)の領収済通知書の審査及び集計事務
19			市税等窓口収納業務及び領収済通知書の審査及び集計事務
20			支出負担行為書の確認、支出命令書の審査
21			郵便振替に関する小切手の振出し
22	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農地等の権利移動及び転用に関する事項
23			農地等の利用関係の調整に関する事項
24			農地等の諸証明に関する事項
25	学校教育部	義務教育課	戸籍・台帳等の管理(学齢簿管理業務)
26			戸籍・台帳等の管理(転入・転居就学校指定校業務)
27	消防局	消防総務課	文書の収受及び発送に関する業務
28			職員の健康管理業務
29		企画管理課	消防施設、消防機械器具及び装備の整備計画
30			消防施設及び消防車両の総括管理
31		指令課	消防通信の運用
32			消防通信施設装備の維持管理
33		救急課	救急隊の運用
34			救急関係機関との連絡調整
35			救急統計

○フェーズ4に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	人事課	再任用職員関連業務
2			職員派遣業務
3			定数外職員関連業務
4		ダイバーシティ推進課	女性相談
5		法務課	公益通報対応業務
6			例規制定改廃業務
7	財政部	市民税課	税に関する各種証明の交付
8		固定資産税課	市税の減免
9			税に関する各種証明の交付
10	文化国際部	国際交流課	市民相談業務
11	市民部	大柏出張所	戸籍・台帳等の管理・手続業務
12			住民登録・印鑑登録手続業務
13			埋火葬手続き業務
14			各種証明の交付
15			税に関する各種証明の交付
16		市川駅行政サービスセンター	税に関する各種証明の交付
17	経済観光部	デジタル地域通貨推進課	その他庶務
18		農政課	農業用施設維持管理業務
19	こども部	こども家庭相談課	児童虐待対策業務
20			子育て相談・各種サービスによる支援等
21		こども施設入園課	保育園入退園事務
22			簡易保育園園児補助金業務
23			簡易保育園関係補助金業務
24			保育園保育料の徴収
25			保育園保育料の滞納処分
26			幼稚園入退園事務
27			幼稚園保育料の徴収
28			幼稚園保育料の滞納処分
29			私立幼稚園等補助金業務
30	福祉部	介護保険課	被保険者の資格管理及び被保険者証の交付等
31		障がい者施設課	施設管理に関する支払業務
32		生活支援課	生活保護業務（保護費支給）
33	街づくり部	公園緑地課	公園等の清掃美化
34	行徳支所	支所総務課	税に関する各種証明の交付
35		支所福祉課	市民相談業務（福祉相談）
36			市民相談業務（その他市民窓口）
37		支所福祉課	生活保護業務
38	行徳支所	支所福祉課	障害者支援業務
39		臨海整備課	水産業振興業務
40	行徳支所	南行徳市民センター	税に関する各種証明の交付
41	学校教育部	保健体育課	学校給食調理等業務

42	消防局	企画管理課	重要施策等の企画立案及び管理
43		企画管理課	安全運転管理業務
44		指令課	指令管制業務
45		予防課	建築許可等に係る同意
46			防火対象物の使用開始届及び消防用設備着工届
47		警防課	消防活動に関する届け出に関する事
48			宅地事業に関する行政指導
49		救急課	救急搬送証明書の交付

第2節 非常時優先業務の実施体制

1. 非常時優先業務の実施体制

本市は、災害が発生した場合、日常の組織体制で「通常業務」を実施するとともに、地域防災計画（震災編）が定める災害時の体制（本部－拠点体制）で「応急対策業務」を実施する。

非常時優先業務	業務を実施する組織体制
通常業務	日常の組織体制
応急対策業務	災害時の組織体制 (地域防災計画（震災編）が定める本部－拠点体制)

2. 日常の組織体制と災害時の組織体制

日常の組織体制と災害時の組織体制を下記に示す。

○災害対応事務局

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	部名	課名
災害対応事務局	総括担当	危機管理室	危機管理課 地域防災課
	派遣調整担当	危機管理室	地域防災課
	庶務記録担当	危機管理室	危機管理課 地域防災課

○本部長直轄班

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	部名	課名
本部長直轄班	広報班	市長公室	広報広聴課 秘書課
	業務継続班	企画部	企画課 行政経営・DX課 都市制度推進課
		市民部	NPO・市民活動支援課
		情報管理部	情報システム課
	予算・調査班 （緊急予算対応担当）	財政部 管財部	財政課 契約課 技術管理課
	予算・調査班 （車輛・庁舎管理担当）	管財部	管財課 公共施設マネジメント課
		監査委員事務局	監査委員事務局
	予算・調査班 （罹災証明書発行担当）	財政部	納税・債権管理課 市民税課 固定資産税課 税制課
	渉外班	議会事務局	庶務課 議事課
学校教育班	学校教育部	義務教育課 指導課 保健体育課 学校地域連携推進課 教育センター	

○医療本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
医療本部	本部指揮班	保健部	保健医療課
	医療救護班		保健センター 健康支援課 国民年金課 斎場建設課 こども家庭相談課 福祉部の保健師等
	施設班		斎場霊園管理課

○被災生活支援本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
被災生活支援本部	本部指揮班	総務部	総務課
	市民要望受付班	総務部	人事課 職員課（健康経営担当室、行政対象暴力担当室含む） 法務課
	生活再建支援班	経済観光部	商工課 デジタル地域通貨推進課 農政課
		福祉部	生活支援課 市営住宅課
		農業委員会事務局	農業委員会事務局
	災害班（1班）	スポーツ部	スポーツ計画課 スポーツ推進課 スポーツ施設課
		市民部	市川駅行政サービスセンター
		市長公室 企画部	カーボンニュートラル推進局 健康都市推進課
	災害班（2班）	市民部	自治振興課 大柏出張所 市民安全課
		会計課	会計課
	災害班（3班）	教育振興部長	教育総務課 教育施設課 教育政策課
		情報管理部	情報総務課 情報管理課
	災害班（4班）	こども部	こども施策課 こども施設入園課
	災害班（5班）	文化国際部	文化芸術課 美術館構想室 東山魁夷記念館
		教育振興部	文化財課
	ペット同行避難者対応班	環境部	自然環境課 グリーンセンター建設課
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
		農業委員会事務局	農業委員会事務局
		市民部	市民課 総合市民相談課 生涯学習振興課
		教育振興部	図書館課
福祉班	経済観光部	商工課 デジタル地域通貨推進課 観光振興課 農政課 動植物園課	
	福祉部	地域共生課 地域包括支援課 介護保険課 障がい者支援課 障がい者施設課 生活支援課 市営住宅課	
		こども部	幼保施設管理課 発達支援課
		文化国際部	国際交流課
	多様性対応班	総務部	ダイバーシティ推進課

○被災市街地対応本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）		
本部名	班名	関連部	関連課	
被災市街地 対応本部	本部指揮班	街づくり部	街づくり計画課 街づくり整備課	
		道路交通部	交通計画課	
		下水道部	下水道経営課	
		環境部	総合環境課	
	街づくり部	統括班	街づくり部 管財部	街づくり計画課 街づくり整備課
		調査班 調査・復旧班		公園緑地課（調査・復旧班） 開発指導課 建築指導課 設計監理課 （管財部） 空家対策課
		応急危険度判定実施本部		建築指導課 設計管理課
		被災宅地危険度判定実施本部		開発指導課
		復興本部担当		街づくり計画課 街づくり整備課 建築指導課
		仮設住宅供給担当		街づくり整備課
	道路交通部	統括班	道路交通部	交通計画課
		調査・復旧班		道路建設課 道路安全課
		規制班		道路管理課
	下水道部	統括班	下水道部	下水道経営課 河川・下水道管理課 下水道建設課
		調査・復旧班		下水道経営課 河川・下水道管理課 下水道建設課
	環境部	統括班	環境部	総合環境課 クリーンセンター建設課
		調査・回収班		生活環境保全課 清掃事業課
		施設班		クリーンセンター

○行徳本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
行徳本部	災害班（6班）	行徳支所	行徳支所総務課 行徳支所市民課 行徳支所福祉課 臨海整備課 南行徳市民センター

第3節 非常時優先業務と従事人員

第1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査

東京湾直下地震が発生した場合、非常時優先業務を実施するにあたり、どの程度の人員が必要となるか、そして、参集した職員で人員の過不足が生じるかを検討した。

検討にあたっては、下記のデータを使用し、各非常時優先業務に対してフェーズごとに従事する人員を割り当てた。

項目	使用したデータ
非常時優先業務	本章第1節で選定した非常時優先業務 (通常業務及び応急対策業務)
実施体制	本章第2節の実施体制
非常時優先業務 に従事する人員	第4章で求めた職員の参集率 (災害時の様々な支障を考慮し、各フェーズの参集人員に0.98掛けし、全人員が 参集できないことを想定し、参集率を算出している。)

第2 全庁の定量化調査結果

本市全体の傾向を把握するため、全庁における非常時優先業務の人員の過不足を検討する。

下記グラフにおいて、縦軸が人員数、横軸が発災からの経過時間である。

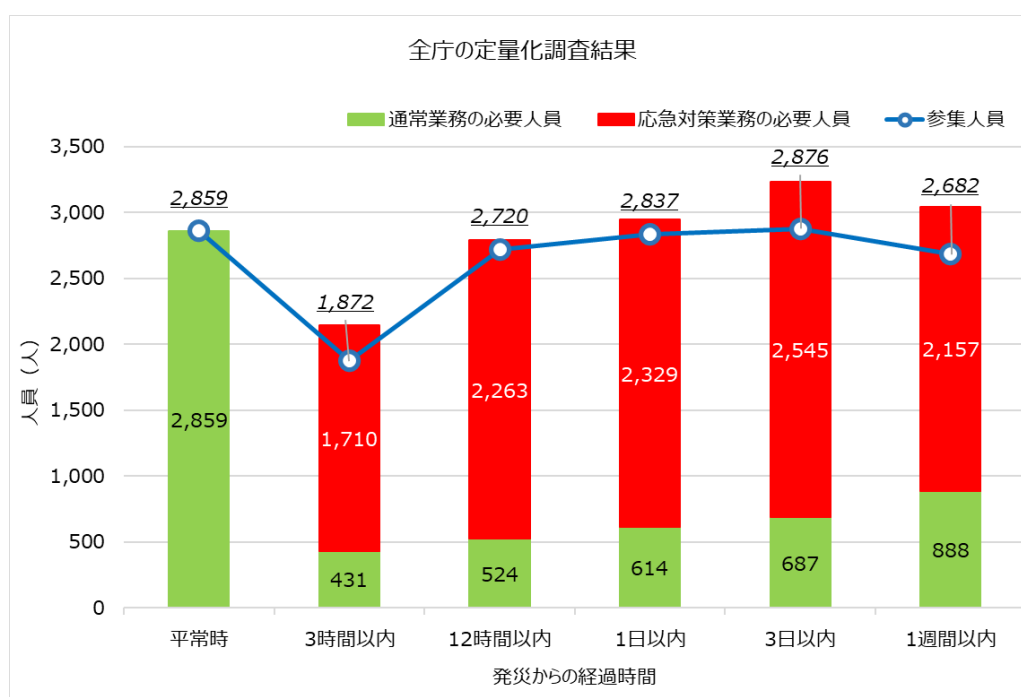
棒グラフは、非常時優先業務の必要人員を示し、緑色が通常業務、赤色が応急対策業務である。折れ線グラフは、職員の参集人員を示す。

職員の参集人員は、非常時優先業務の必要人員に対し、発災から「3 時間以内」で不足となる。その後、発災から「3 日以内」及び「1 週間以内」において職員が不足する。これは、発災から「3 時間以内」よりも人員不足の部課が増え、福祉部の福祉避難所対応や生活保護費支給、また、街づくり部の被災建築物の調査・判定等において、大幅な人員不足が生じることに起因している。

なお、当該グラフでは、発災から「1 週間以内」までの定量化調査結果を示したが、実際に災害が発生した場合、1 週間以降においても、非常時優先業務を継続して実施する必要がある。

【全庁】人員2,859人

	発災後の必要人員				
	フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務の必要人員	1,710	2,263	2,329	2,545	2,157
通常業務の必要人員	431	524	614	687	888
最大必要人員	2,141	2,787	2,943	3,232	3,045
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)	1,872	2,720	2,837	2,876	2,682
必要人員の過不足	-269	-67	-106	-356	-363



第3 各部の定量化調査結果

全庁に続き、日常の組織体制（部単位）において、非常時優先業務の人員の過不足を検討する。

本市の体制では、被災生活支援本部の「小学校区防災拠点での活動」に従事する職員は、被災状況に応じて概ね3日間程度で同本部の「避難所対応班」と交代するが、確実な交代時期を設定できないため、本計画では、「小学校区防災拠点での活動」の実施期間をフェーズ0からフェーズ4までとした。

1. 危機管理室

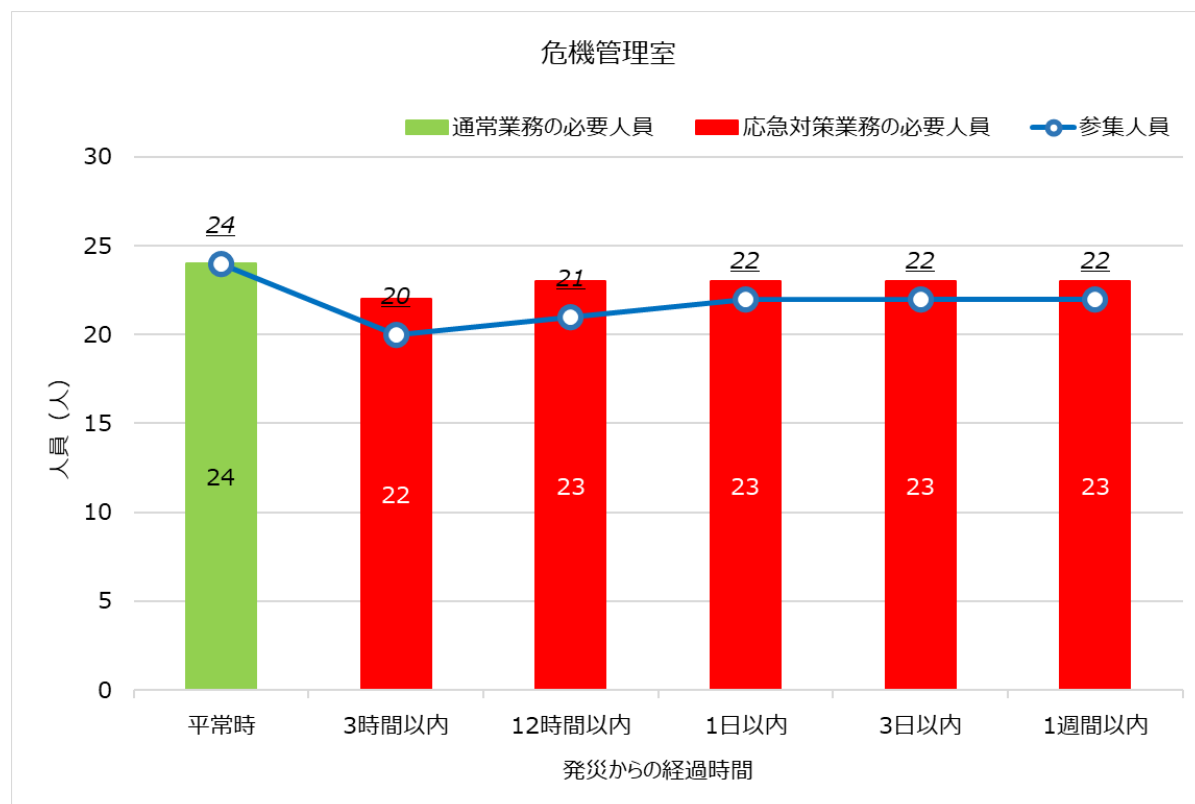
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して僅かに不足している。

職員は、災害対応事務局で活動し、非常時優先業務は、応急対策業務のみである。

フェーズ0の段階で、ほとんどの室員の参集が可能である。

【危機管理室】室員24人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
災害対応事務局	総括担当	17	19	19	16	0
災害対応事務局	派遣調整担当	2	1	1	3	15
災害対応事務局	庶務記録担当	3	3	3	4	8
最大必要人員		22	23	23	23	23
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		20	21	22	22	22
必要人員の過不足		-2	-2	-1	-1	-1



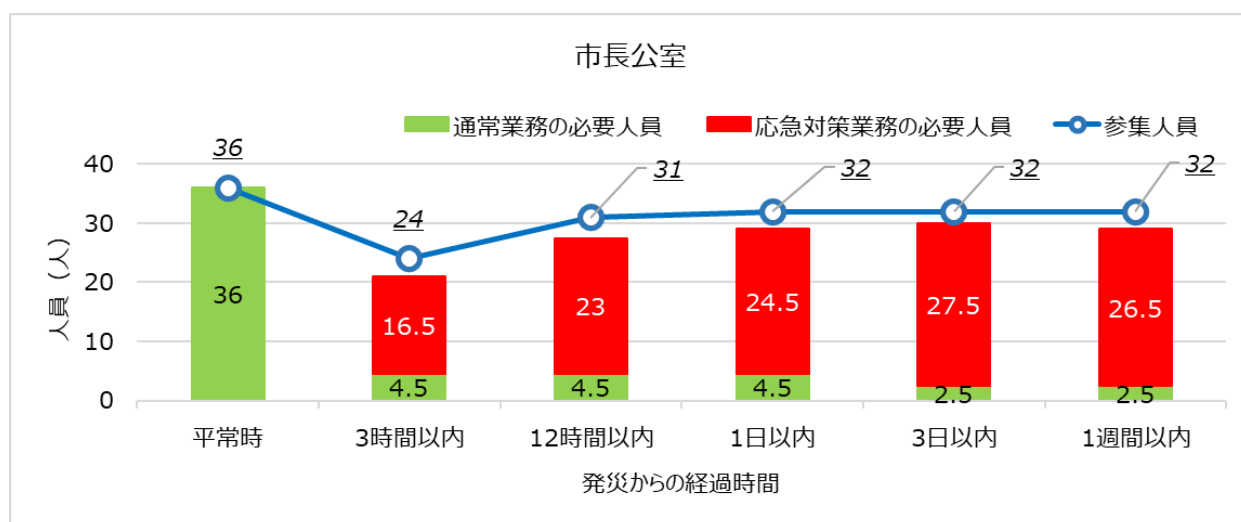
2. 市長公室

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰である。

職員は被災生活支援本部及び広報班で活動し、応急対策業務、通常業務の双方の対応にあたる。

【市長公室】部員36人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以 内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	8	8	8	8	8
被災生活支援本部	災害班（1班）	0.5	1.5	2	2	1
本部長直轄班	広報班	8	13.5	14.5	17.5	17.5
通常業務						
本部長直轄班	広報広聴課	4.5	4.5	4.5	2.5	2.5
最大必要人員		21	28	29	30	29
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		24	31	32	32	32
必要人員の過不足		3	3	3	2	3



3. 総務部

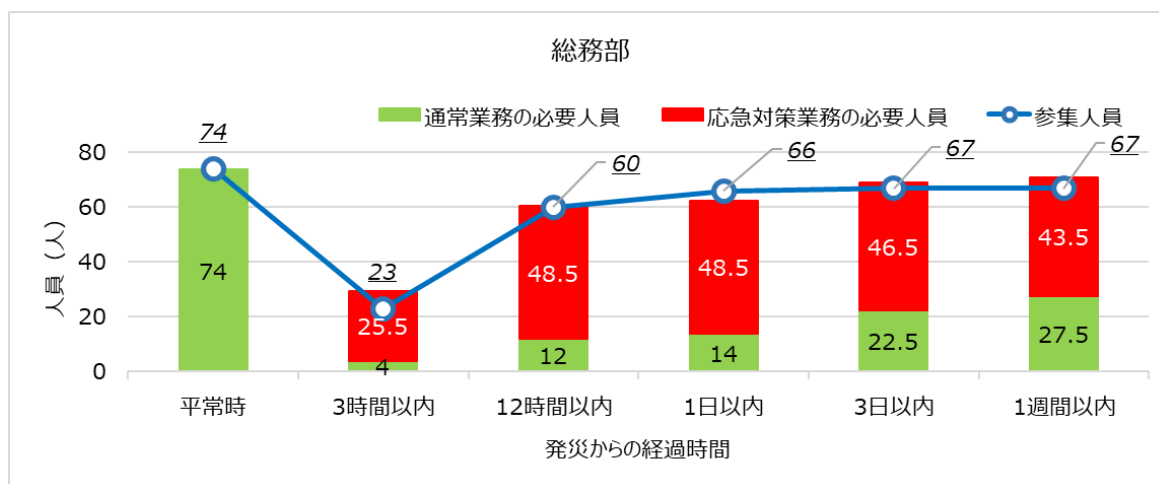
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0、フェーズ1において不足している。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が18業務である。

通常業務の「職員への給与支給業務（担当：職員課）」は、発災直後から継続する必要があり、3名の職員を要する。

【総務部】部員74人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	本部指揮班	5	14	13	12	12.5
被災生活支援本部	市民要望受付班	7.5	21	21	19.5	17
被災生活支援本部	多様性対応班	2	2.5	3.5	4	3
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	11	11	11	11	11
通常業務						
公文書に使用する庁印、職印の登録、管理及び一部公印の管理・保管業務	総務課			1	1	1
条例・規則・告示・公告その他の公示すべき文書に関する業務	総務課			0.5	0.5	0.5
全庁の文書印刷に関する業務	総務課				0.5	0.5
文書の收受及び発送に関する業務	総務課			0.5	0.25	0.25
文書の集配に関する業務	総務課				0.25	0.25
再任用職員関連業務	人事課					1
職員派遣業務	人事課					1
定数外職員関連業務	人事課					1
職員への給与支給業務	職員課	3	12	12	12	12
職員の健康管理業務	職員課				5	5
職員への不正な働きかけ等に対する対応業務	職員課				1	1
公益通報対応業務	法務課					0.5
裁判関係業務	法務課				1	1
法律相談	法務課				1	1
例規制定改廃業務	法務課					0.5
施設の安全確認	ダイバーシティ推進課	0.5				
男女共同参画センター運営業務（利用者対応）	ダイバーシティ推進課	0.5				
女性相談	ダイバーシティ推進課					1
最大必要人員		30	61	63	69	71
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被審により全人員が参集できないことを想定）		23	52	69	69	69
必要人員の過不足		-7	-9	6	0	-2



4. 企画部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0、3、4で不足している。

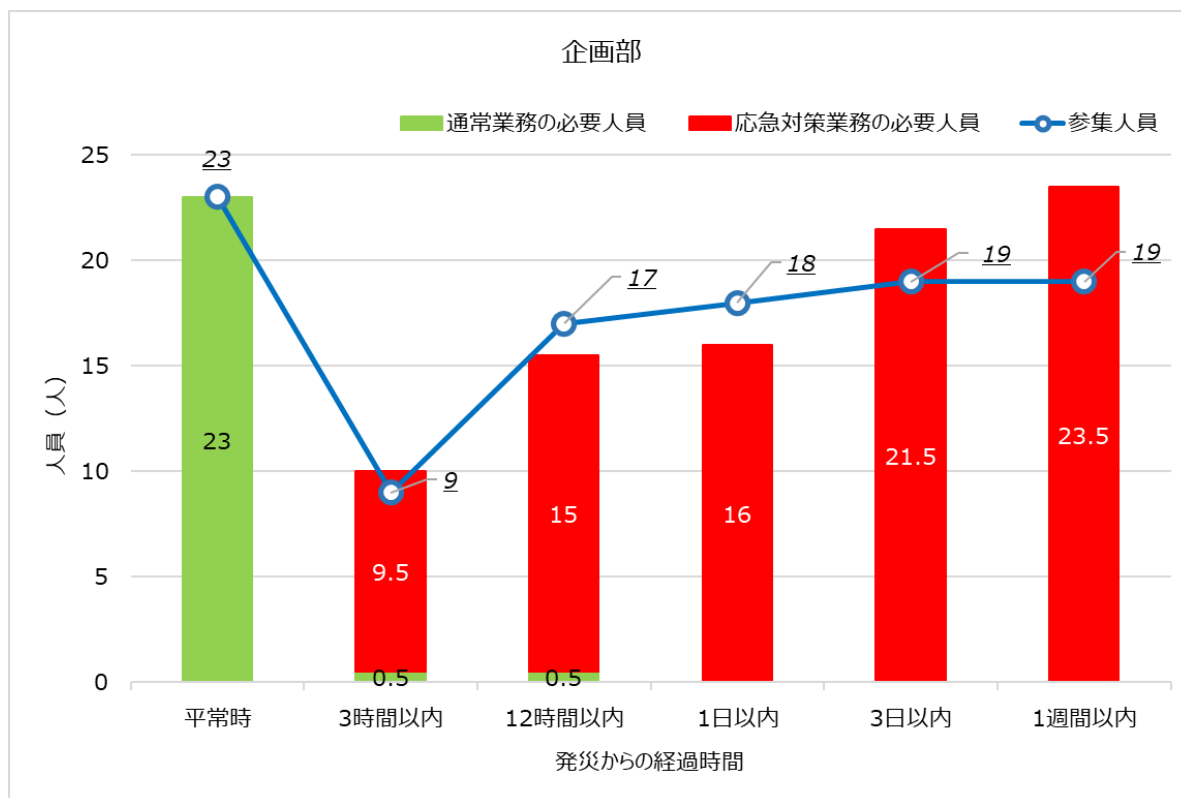
大半の職員は、本部長直轄班及び被災生活支援本部に分散して活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が1業務である。

フェーズ1の段階で、多くの職員が参集可能である。

【企画部】部員23人

本部長直轄班	業務継続班	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	業務継続班	3	5	6	12	14
被災生活支援本部	避難所対応班	0.5	4	4	3.5	3.5
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	6	6	6	6	6
通常業務						
LoGoフォーム運用	行政経営・DX課	0.5	0.5			
最大必要人員		10	16	16	22	24
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		9	17	18	19	19
必要人員の過不足		-1	1	2	-3	-5



5. 財政部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰である。

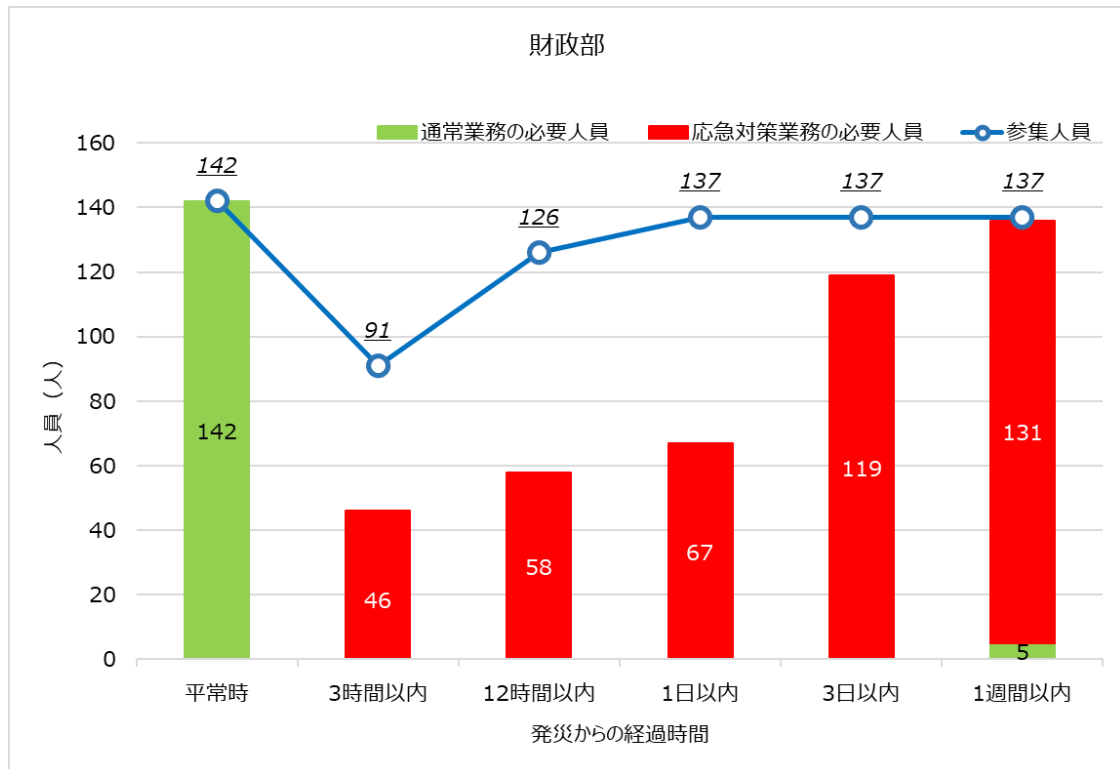
多くの職員は、本部長直轄班で活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、税関係の通常業務が3業務である。

フェーズ3以降、罹災証明書を発行するに際し、必要人数が大幅に増加する。

【財政部】部員142人

本部長直轄班	本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
			フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務							
本部長直轄班	予算・調査班（緊急予算 対応担当）		7	10	21	22	22
本部長直轄班	予算・調査班（罹災証明 書発行担当）		10	19	17	68	80
被災生活支援本部	小学校区防災拠点		29	29	29	29	29
通常業務							
	税に関する各種証明の交付	市民税課					1
	市税の減免	固定資産税課					2
	税に関する各種証明の交付	固定資産税課					2
最大必要人員			46	58	67	119	136
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)			91	126	137	137	137
必要人員の過不足			45	68	70	18	1



6. 管財部

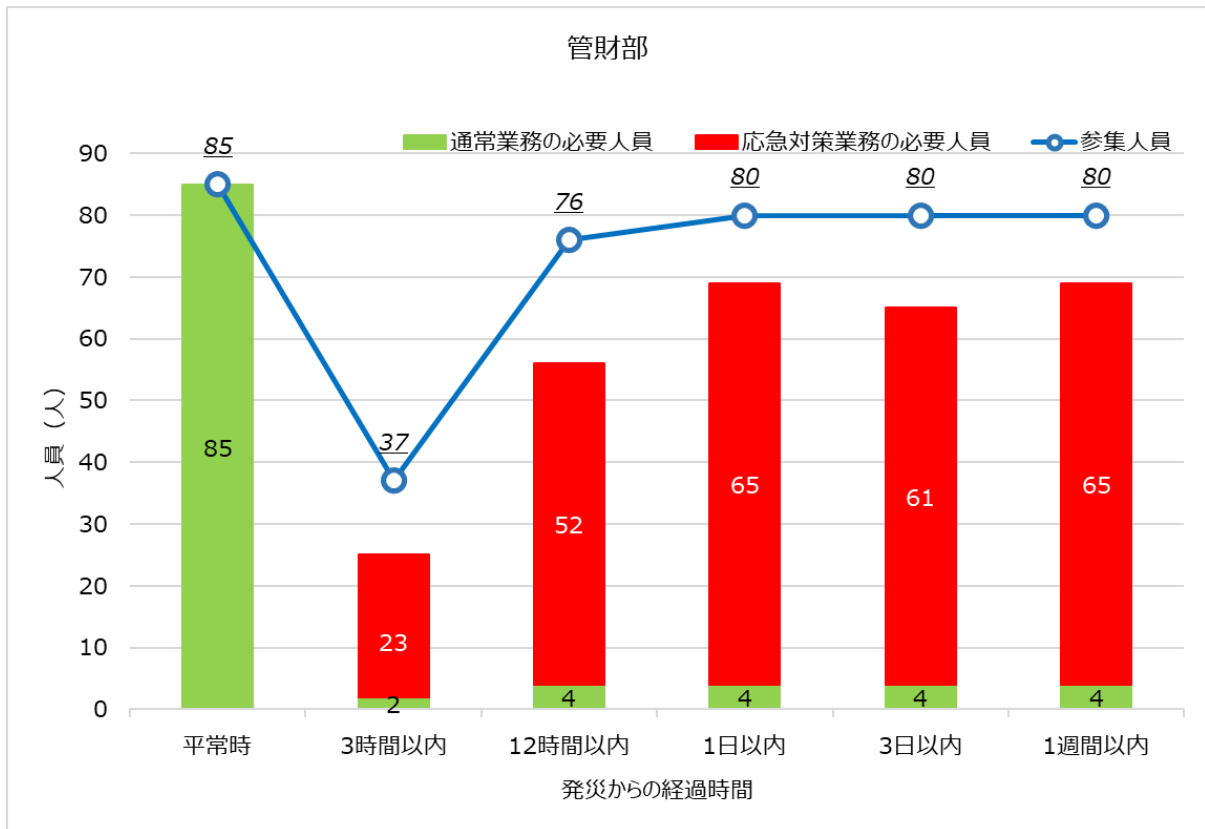
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰である。

大半の職員は、本部長直轄班及び被災市街地対応本部に分散して活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が1業務である。

【管財部】部員85人

本部長直轄班	本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
			フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務							
本部長直轄班	本部長直轄班	予算・調査班（緊急予算対応担当）	2	4	13	13	13
本部長直轄班	本部長直轄班	予算・調査班（車輛・庁舎管理担当）	6	22	24	24	24
被災市街地対応本部	被災市街地対応本部	調査班	11	22	24	20	24
被災生活支援本部	被災生活支援本部	小学校区防災拠点	4	4	4	4	4
通常業務							
委託に関する業務	委託に関する業務	技術管理課	2	4	4	4	4
最大必要人員			25	56	69	65	69
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)			37	76	80	80	80
必要人員の過不足			12	20	11	15	11



7. 情報管理部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ1からフェーズ4で不足となる。

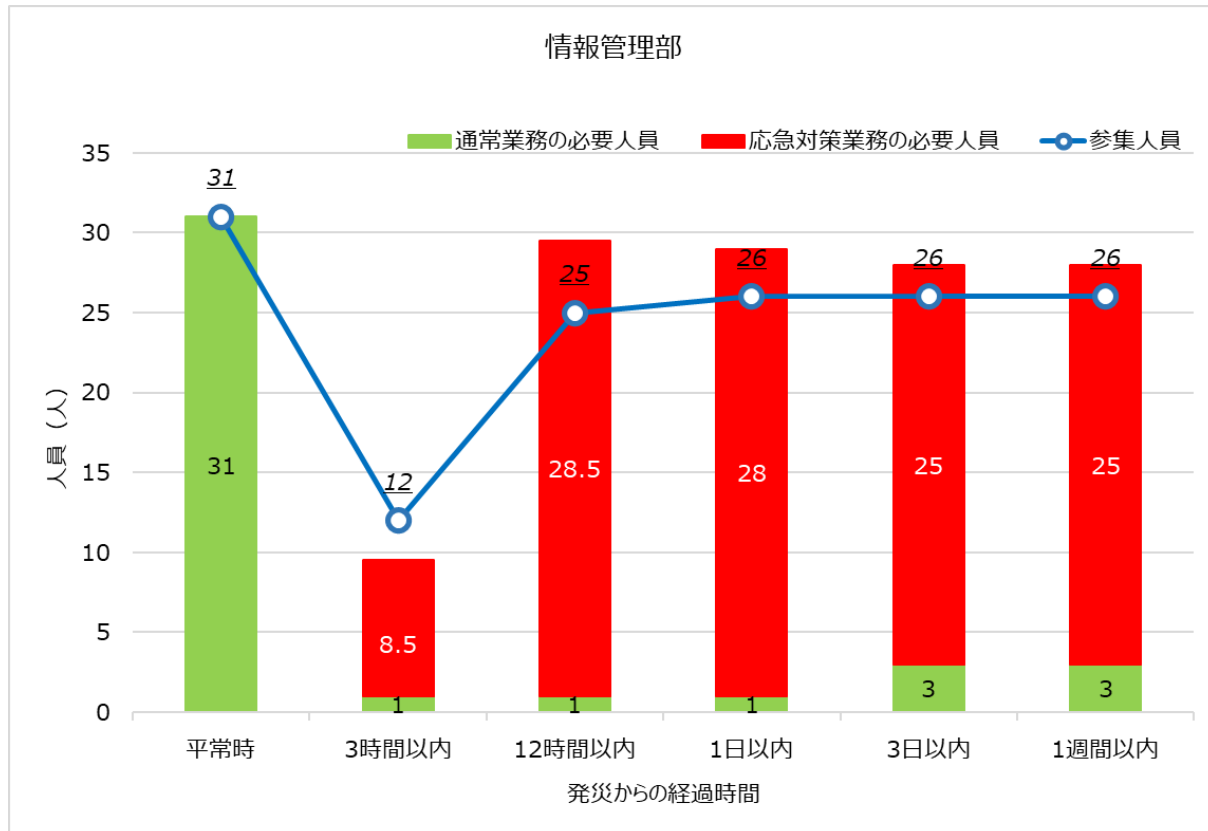
本部長直轄班及び被災生活支援本部にて活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が1業務である。

通常業務の「情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務」は、発災後のフェーズ3から人員の確保が必要である。

【情報管理部】部員31人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	業務継続班	5	13	13	13	13
被災生活支援本部	災害班	3.5	15.5	15	12	12
通常業務						
情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務	情報管理課	0	0	0	2	2
庁内Web会議運用サポート（本部使用時のみ）	情報総務課	1	1	1	1	1
最大必要人員		10	30	29	28	28
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		12	25	26	26	26
必要人員の過不足		2	-5	-3	-2	-2



8. 文化国際部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して不足している。

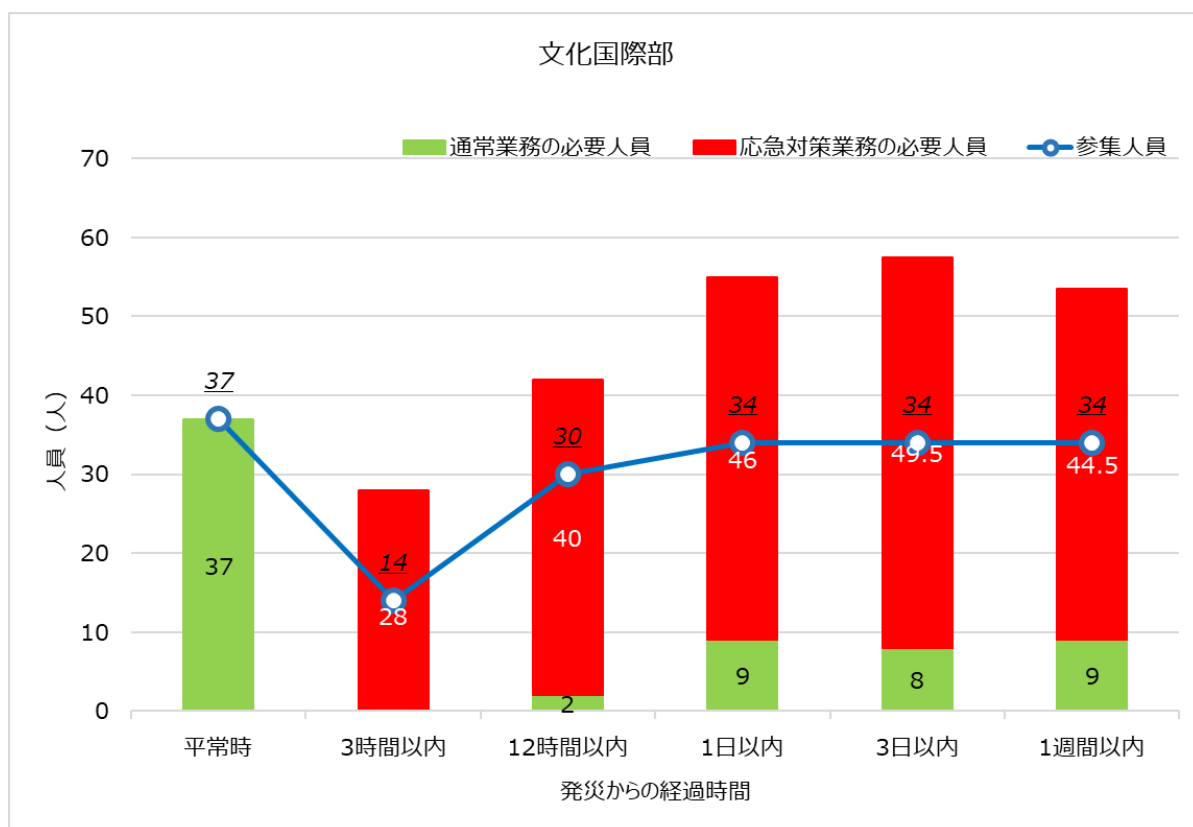
全ての職員は被災生活支援本部にて活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が3業務である。

フェーズ1段階で、多くの職員の参集が可能である。

【文化国際部】部員37人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	多様性対応班	0.5	1	2	3	2
被災生活支援本部	災害班	26.5	38	43	45.5	41.5
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	1	1	1	1	1
通常業務						
文化資料の保全業務	東山魁夷記念館			2	2	2
文化資料の保全業務	文化芸術課	0	2	7	6	6
市民相談業務	国際交流課					1
最大必要人員		28	42	55	58	54
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		14	30	34	34	34
必要人員の過不足		-14	-12	-21	-24	-20



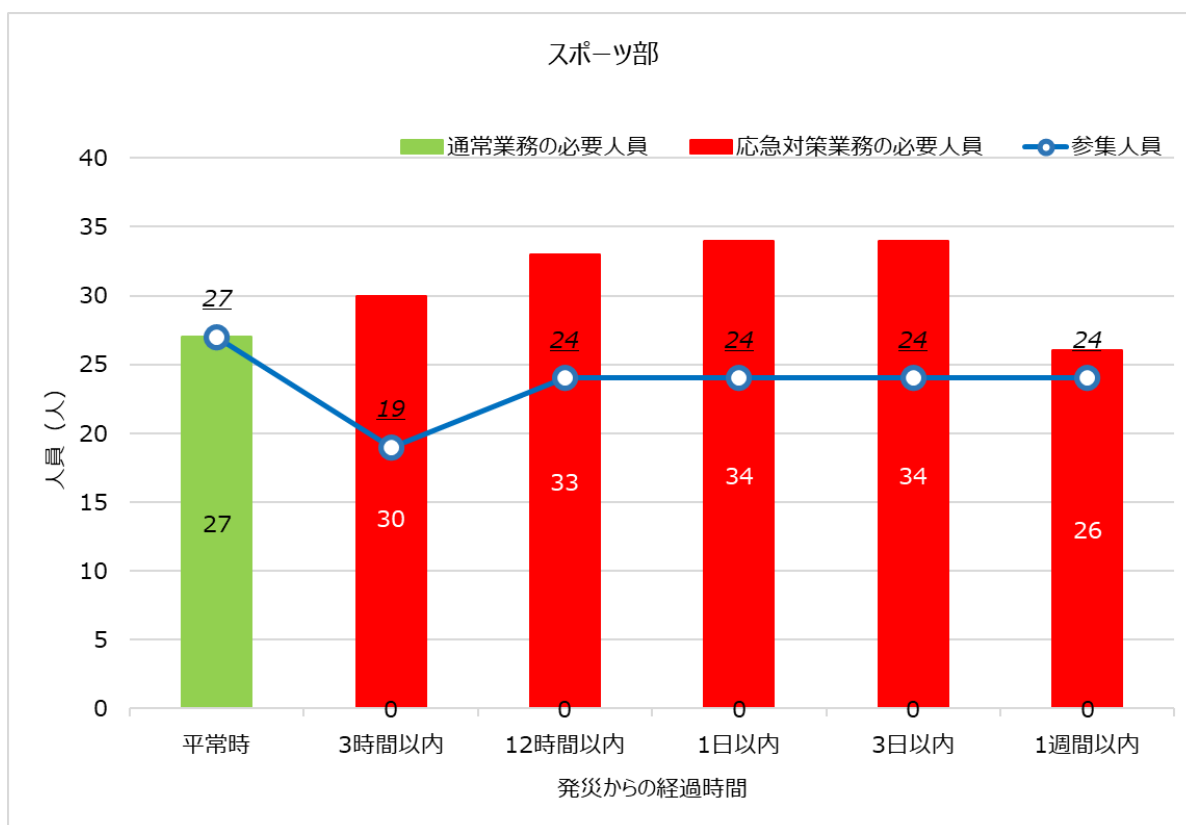
9. スポーツ部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して不足している。

全ての職員は被災生活支援本部にて活動する。

【スポーツ部】部員27人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以 内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班	23	26	28	28	20
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	7	7	6	6	6
最大必要人員		30	33	34	34	26
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		19	24	24	24	24
必要人員の過不足		-11	-9	-10	-10	-2



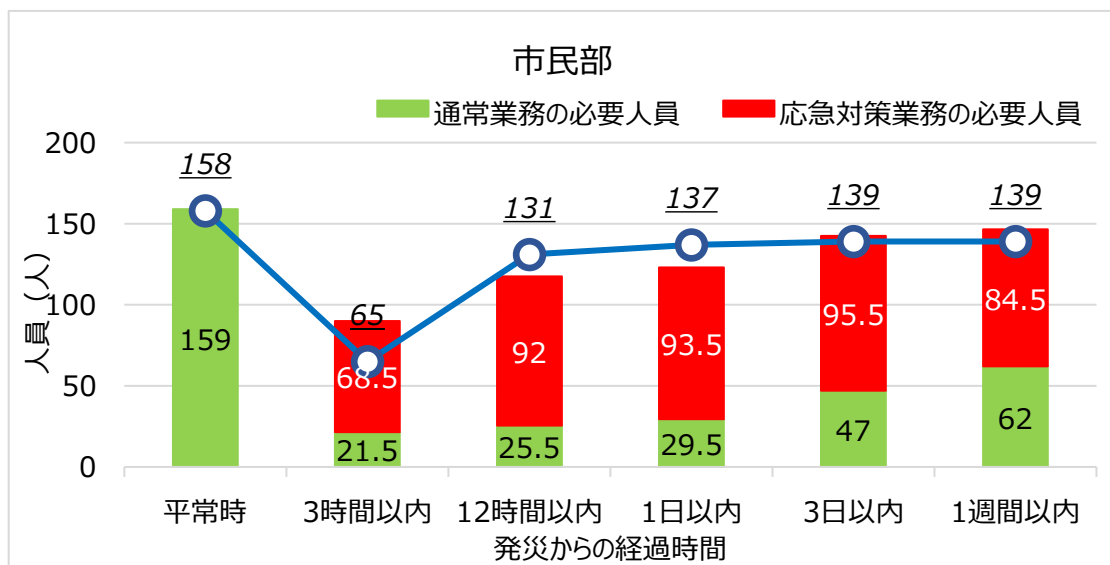
10. 市民部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0のみ不足している。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が17業務であり、市川駅行政サービスセンター及び市民課が担当する窓口業務は、発災直後から継続する必要がある。

【市民部】部員158人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	業務継続班	0	0	6.5	6.5	6.5
被災生活支援本部	災害班（1班）	1	4	7	7	4
被災生活支援本部	災害班（2班）	11.5	18	15	15	7
被災生活支援本部	避難所対応班	12	26	21	23	23
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	27	27	27	27	27
被災生活支援本部	中学校避難所運営支援	17	17	17	17	17
通常業務						
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	市川駅行政サービスセンター	4	4	4	4	4
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	市川駅行政サービスセンター	10	10	11	11	11
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	市川駅行政サービスセンター					
各種証明の交付	市川駅行政サービスセンター	3	3	3	3	3
税に関する各種証明の交付	市川駅行政サービスセンター					2
自治会対応	自治振興課				1	1
防犯灯・集会施設の破損・修繕に関する業務	自治振興課					1
戸籍・台帳等の管理・手続業務	大柏出張所					2
住民登録・印鑑登録手続業務	大柏出張所					1
埋火葬手続き業務	大柏出張所					2
各種証明の交付	大柏出張所					2
税に関する各種証明の交付	大柏出張所					2
ネットワーク型街頭防犯カメラの確認・運営	市民安全課			3	3	3
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	市民課	1	2	2	2	2
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	市民課	1	2	2	13	13
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	市民課	1	2	2	5	5
各種証明の交付	市民課	1.5	2.5	2.5	5	8
最大必要人員		90	118	123	143	147
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		66	132	138	140	140
必要人員の過不足		-24	14	15	-3	-7



1 1. 経済観光部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ2以降で不足している。

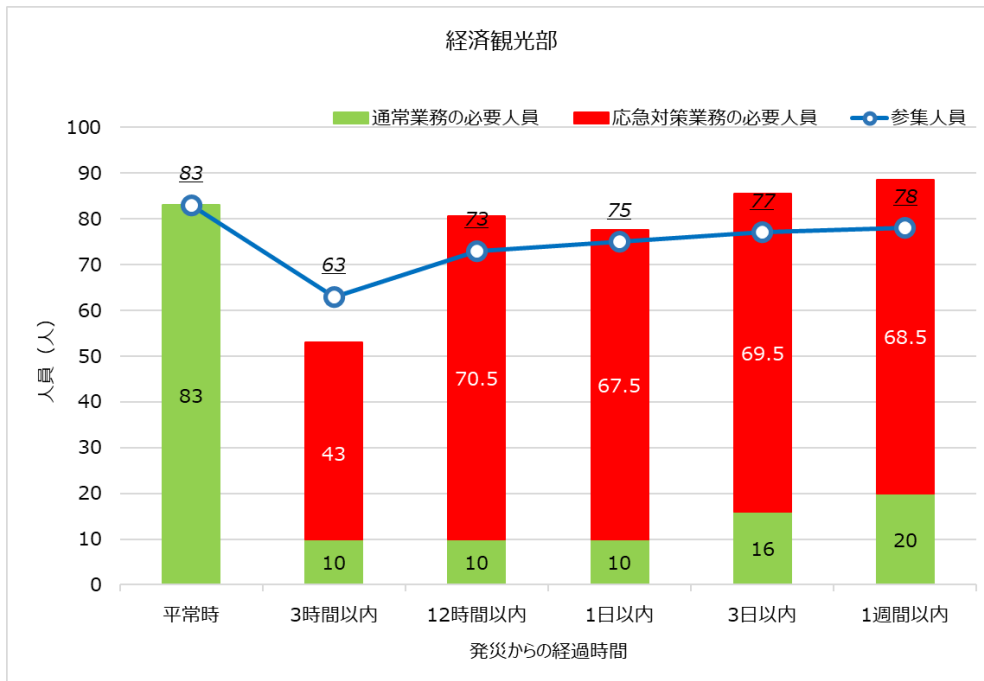
職員は被災生活支援本部において活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が複数ある。

フェーズ1段階では、多くの職員が参集可能である。

【経済観光部】部員83人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	避難所対応班	10	25	24	24	24
被災生活支援本部	生活再建支援班 避難所対応班	5	17.5	15.5	17.5	16.5
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	19	19	19	19	19
被災生活支援本部	中学校避難所運営 支援	9	9	9	9	9
通常業務						
デジタル地域通貨推進課ICHICOの管理・運営	デジタル地域通貨推進課	1	1	1	2	1
ふるさと納税の管理・運営	デジタル地域通貨推進課				1	1
その他庶務	デジタル地域通貨推進課					1
施設点検・管理	商工課	2	2	2	2	2
動物の飼育管理及び展示業務	動植物園課	7	7	7	7	7
熱帯植物等の管理及び展示業務	動植物園課				2	2
農業災害対策	農政課	0	0	0	2	4
農業用施設維持管理業務	農政課	0	0	0	0	2
最大必要人員		53	81	78	86	89
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		63	73	75	77	78
必要人員の過不足		10	-8	-3	-9	-11



12. こども部

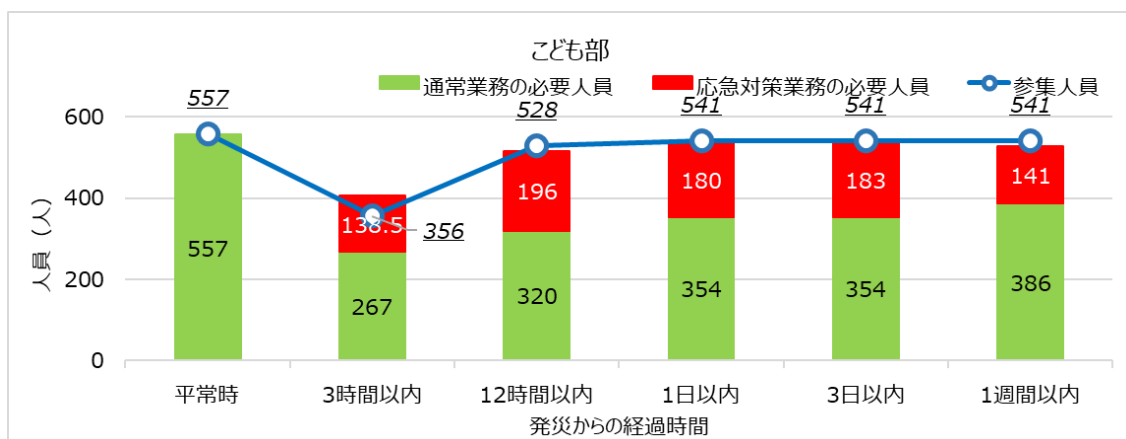
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0において不足しているが、フェーズ1以降は必要な人員を確保できている。

大半の職員は通常業務に従事し、一部の職員が被災生活支援本部等において応急対策業務に従事する。通常業務は多数の業務で構成されており、特に公立保育園・幼稚園等運営管理業務は、各フェーズにおいて多くの人員を要する業務である。

フェーズ1段階以降では、職員の参集が進み、業務継続に必要な体制を確保することが可能である。

【こども部】部員557人

本部分名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
医療本部	医療救護班	70	70	70	70	46
被災生活支援本部	災害班（4班）	23	47	29	33	19
被災生活支援本部	福祉班	27	49	51	50	50
被災生活支援本部	避難所対応班	6.5	18	18	18	14
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	9	9	9	9	9
被災生活支援本部	中学校避難所運営支援	3	3	3	3	3
通常業務						
児童虐待対策業務	こども家庭相談課					6
子育て相談・各種サービスによる支援等	こども家庭相談課					6
子育て相談・各種サービスによる支援等	こども施策課			21	21	21
保育園入退園事務	こども施設入園課					6
簡易保育園園児補助金業務	こども施設入園課					1
簡易保育園関係補助金業務	こども施設入園課					1
保育園保育料の徴収	こども施設入園課					1
保育園保育料の滞納処分	こども施設入園課					1
幼稚園入退園事務	こども施設入園課					1
幼稚園保育料の徴収	こども施設入園課					1
幼稚園保育料の滞納処分	こども施設入園課					1
私立幼稚園等補助金業務	こども施設入園課					1
発達相談支援	発達支援課	4	4	6	6	10
障害児通所給付費の支給決定	発達支援課			8	8	10
公立保育園・幼稚園等運営管理業務	幼保施設管理課	263	316	319	319	319
最大必要人員		406	516	534	537	527
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		356	528	541	541	541
必要人員の過不足		-50	12	7	4	14



1 3. 福祉部

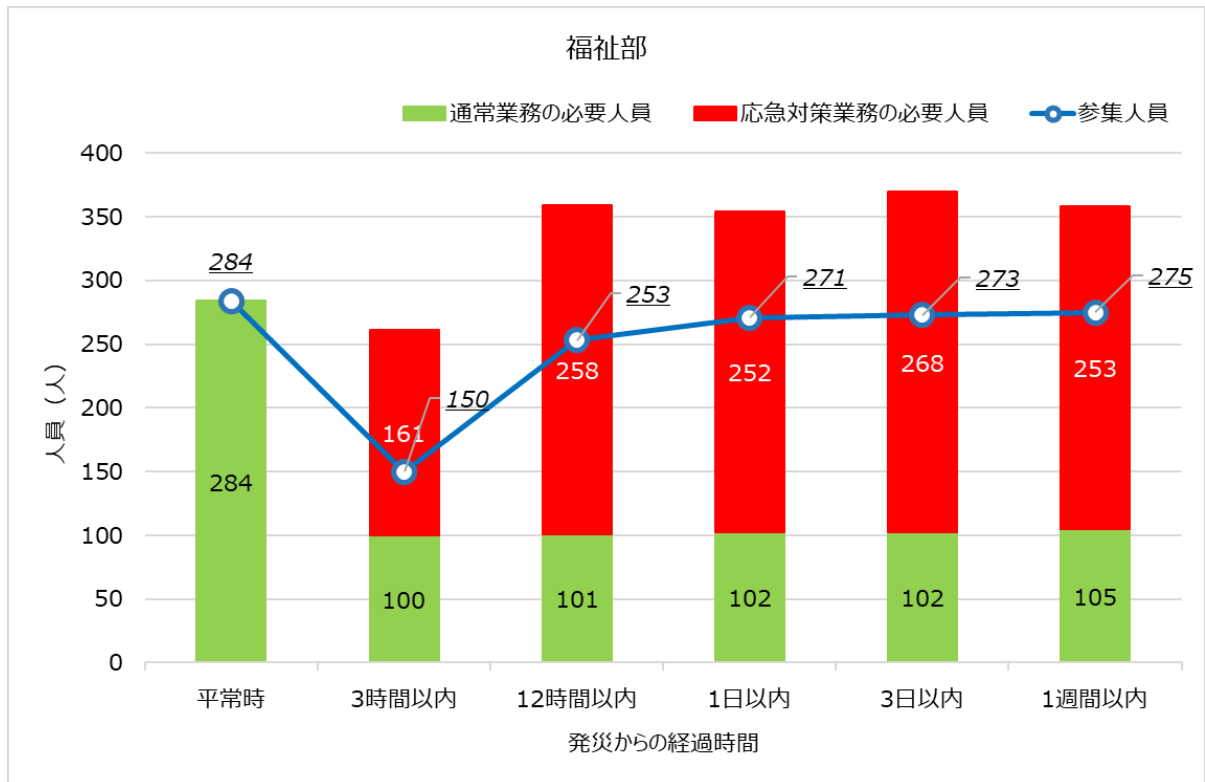
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全てのフェーズにおいて不足となる。

大半の職員は、被災生活支援本部において活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が5業務であり、「生活保護業務（保護費支給）（担当：生活支援課）」は、発災直後から継続する必要がある。

【福祉部】部員284人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	生活再建支援班 福祉班	66	116	102	113	110
被災生活支援本部	福祉班	52	96	104	109	97
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	43	46	46	46	46
通常業務						
生活保護業務（保護費支給）	生活支援課	100	100	100	100	100
被保険者の資格管理及び被保険者証の交付等	介護保険課					1
施設管理に関する支払業務	障がい者支援課					2
埋火葬手続き業務	地域共生課		1	2	2	2
最大必要人員		261	359	354	370	358
参集人員 <small>（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想）</small>		150	253	271	273	275
必要人員の過不足		-111	-106	-83	-97	-83



14. 保健部

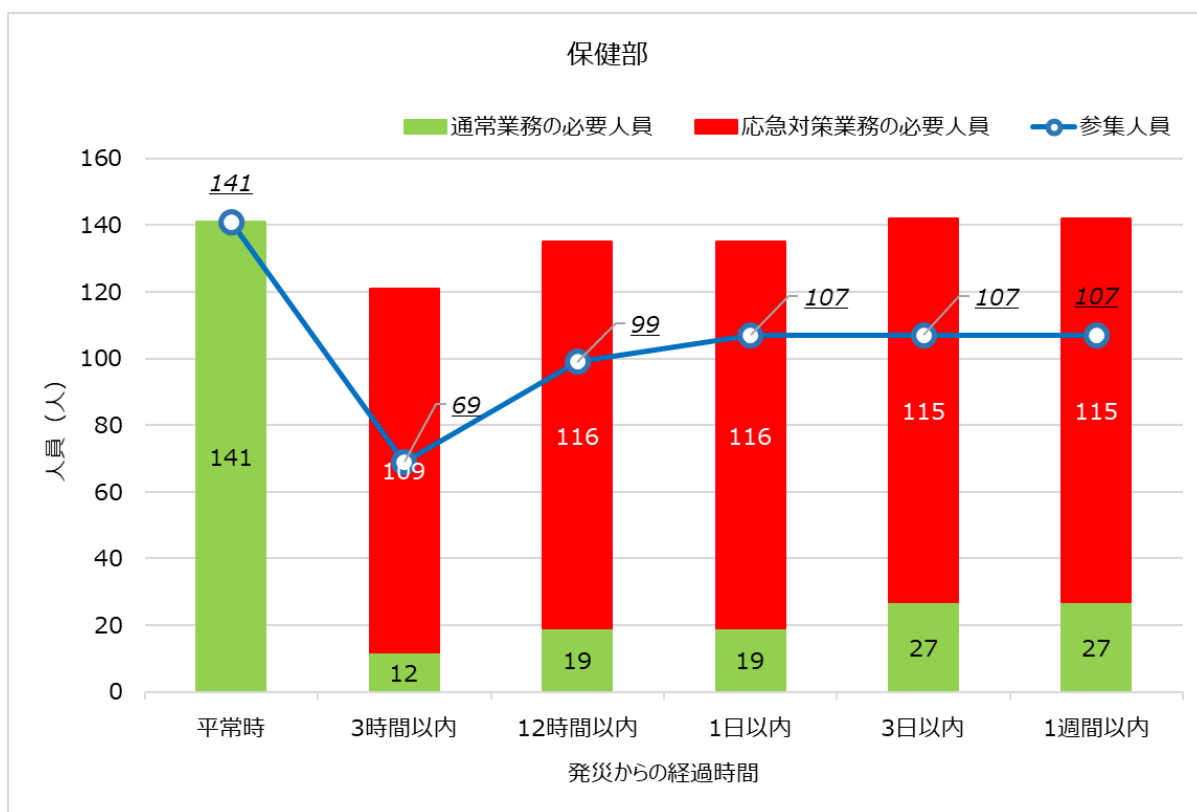
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全てのフェーズで不足となる。

大半の職員が医療本部にて活動し、発災直後から医療救護所の運営に多数の人員が必要となる。

通常業務は2業務であり、「主要な施設機能の推進(斎場) (担当：斎場霊園管理課)」は、発災直後から継続する必要がある。

【保健部】部員141人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
医療本部	本部指揮班	15	15	15	15	15
医療本部	医療救護班	84	84	84	84	84
医療本部	施設班	9	16	16	15	15
災害対応事務局支援員	中学校避難所運営支援	1	1	1	1	1
通常業務						
主要な施設機能の推進	斎場霊園管理課	12	19	19	19	19
主要施設の運営	斎場霊園管理課	0	0	0	8	8
最大必要人員		121	135	135	142	142
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		69	99	107	107	107
必要人員の過不足		-52	-36	-28	-35	-35



15. 環境部

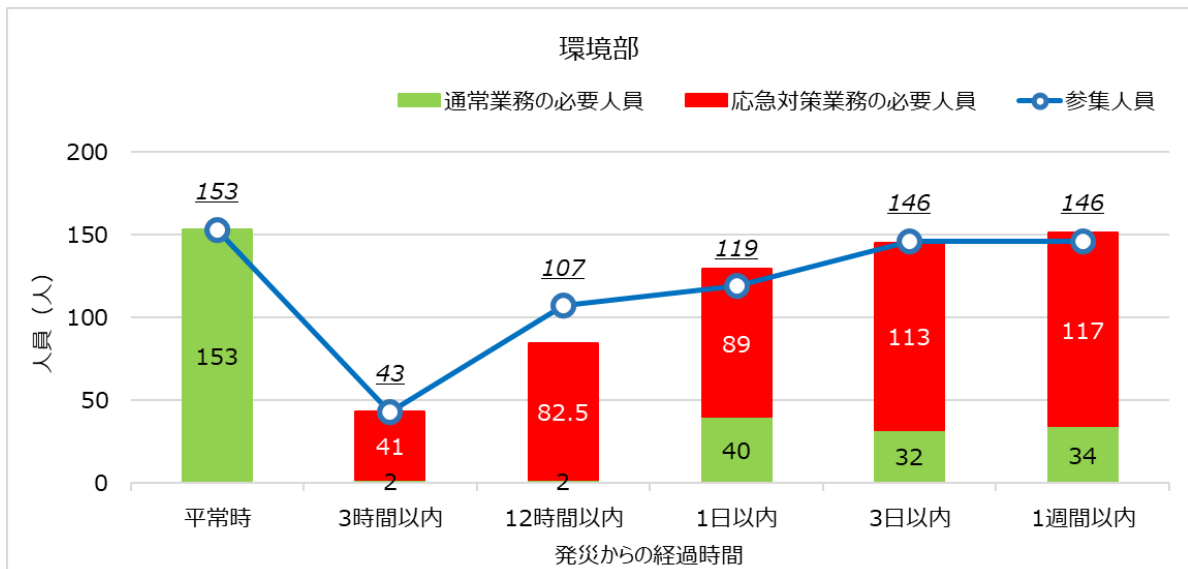
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ2とフェーズ4で不足となる。

大半の職員は、被災生活支援本部及び被災市街地対応本部にて活動する。

通常業務は6業務であり、クリーンセンターではフェーズ2から4業務にて人員を要する。

【環境部】部員153人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	ペット同伴避難者対応班	0	0	3	17	17
被災市街地対応本部	本部指揮班	10.5	15.5	15	16	16
被災市街地対応本部	総括班	3.5	7	9	10	10
被災市街地対応本部	調査・回収班	15	47	48	56	60
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	12	13	14	14	14
通常業務						
クリーンセンター操業業務（一般廃棄物処理）	クリーンセンター			19	19	19
衛生処理場操業業務（し尿・浄化槽汚泥処理）	クリーンセンター			10	10	10
焼却炉立ち上げ	クリーンセンター			7		
処理残渣物の搬出先確保	クリーンセンター			2		
工事現場の安全確認	クリーンセンター建設課	2	2	2		
苦情・相談対応	生活環境保全課				3	5
最大必要人員		43	85	129	145	151
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		43	107	119	146	146
必要人員の過不足		0	23	-10	1	-5



16. 街づくり部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0から不足しており、フェーズの進行に伴い不足が拡大する。

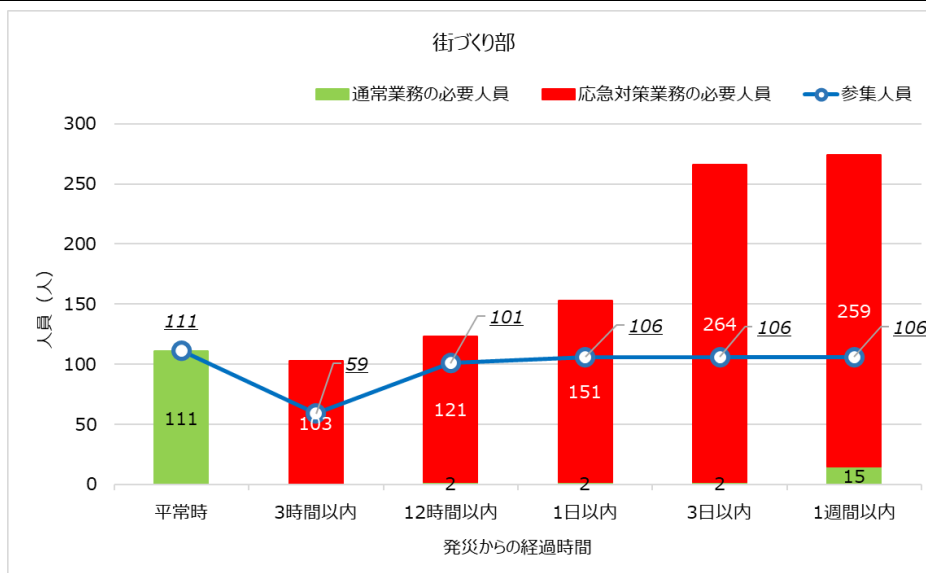
大半の職員は被災市街地対応本部において活動し、応急危険度判定調査、仮設住宅の供給、復興本部の設置等、多岐にわたる応急対策業務に従事する。

通常業務は3業務である。

特にフェーズ2以降は、応急対策業務に要する人員が急増し、参集人員との乖離が大きくなるため、応援職員の受け入れが必須である。

【街づくり部】部員111人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	開発指導課	1	9	9	9	7
被災市街地対応本部	空家対策課	3	3	3	3	5
被災市街地対応本部	公園緑地課	0	0	29	31	30
被災市街地対応本部	街づくり計画課	4	8	9	10	10
被災市街地対応本部	街づくり整備課	5	11	12	17	12
被災市街地対応本部	建築指導課	84	84	83	188	189
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	6	6	6	6	6
通常業務						
開発指導課窓口業務	開発指導課	0	1	1	1	2
開発許可業務	開発指導課	0	1	1	1	2
公園等の清掃美化	公園緑地課					11
最大必要人員		103	123	153	266	274
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		59	101	106	106	106
必要人員の過不足		-44	-22	-47	-160	-168



17. 道路交通部

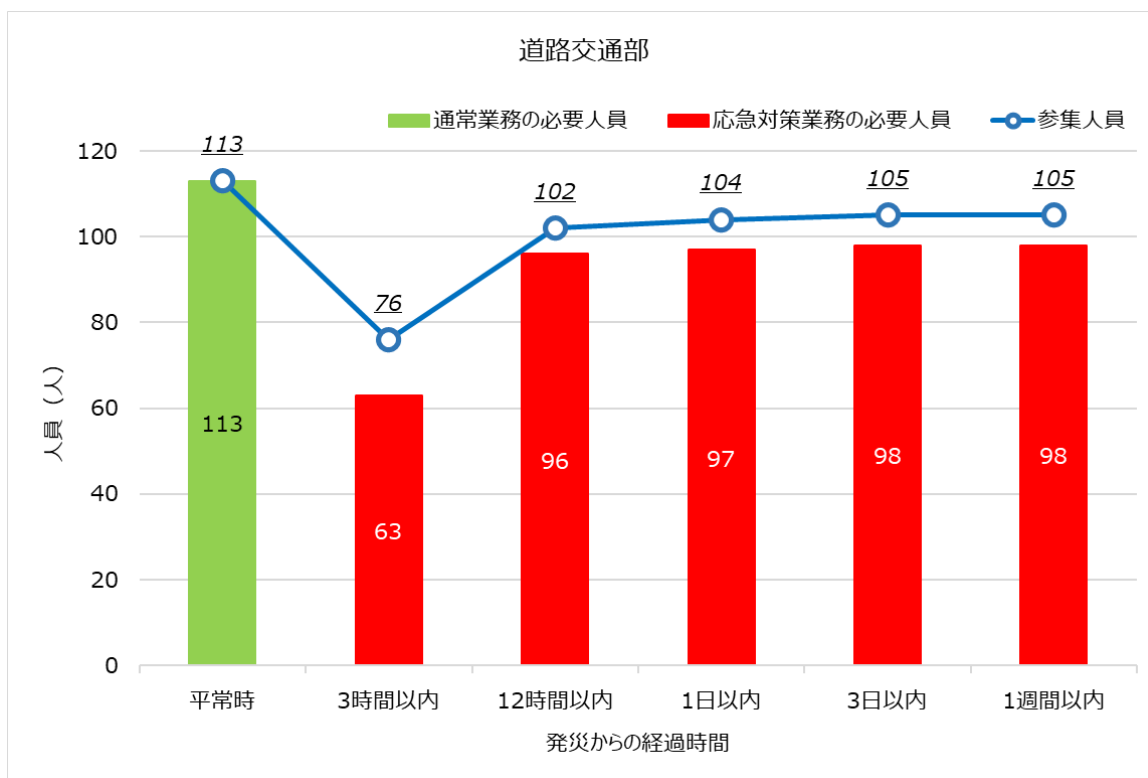
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにおいて余剰である。

職員は、被災市街地対応本部にて活動し、道路啓開、道路や橋梁の交通規制、緊急通行車両の確認等の業務を行う。

なお、非常時優先業務は全て応急対策業務である。

【道路交通部】部員113人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	本部指揮班 総括班	3	13	12	12	12
被災市街地対応本部	調査・復旧班	43	56	56	57	57
被災市街地対応本部	規制班	12	22	24	24	24
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	5	5	5	5	5
最大必要人員		63	96	97	98	98
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		76	102	104	105	105
必要人員の過不足		13	6	7	7	7



18. 下水道部

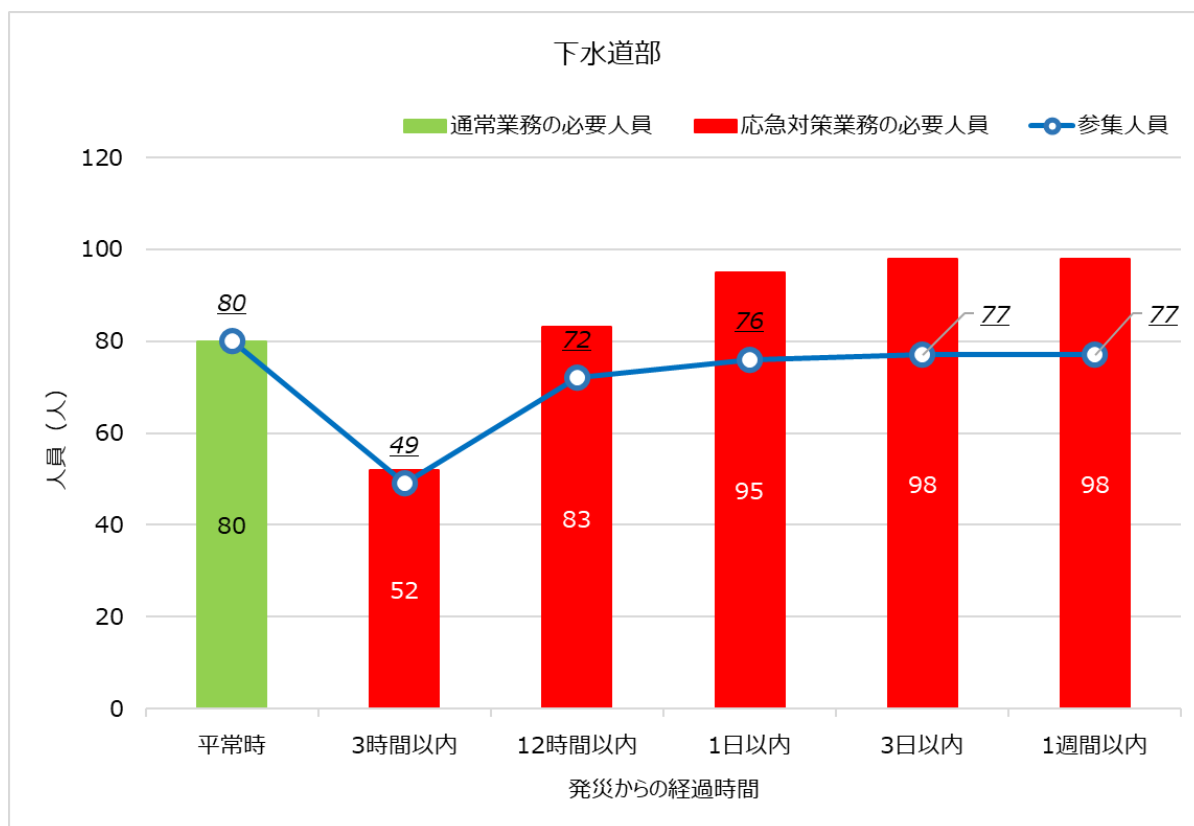
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0から不足しており、フェーズの進行に伴い不足が拡大する。

大半の職員は、被災市街地対応本部にて活動する。

非常時優先業務は、全て応急対策業務で構成されている。

【下水道部】部員80人

本部署名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	下水道経営課	10	14	16	18	18
被災市街地対応本部	下水道建設課	11	26	35	36	36
被災市街地対応本部	河川・下水道管理課	21	33	34	34	34
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	10	10	10	10	10
最大必要人員		52	83	95	98	98
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		49	72	76	77	77
必要人員の過不足		-3	-11	-19	-21	-21



19. 行徳支所

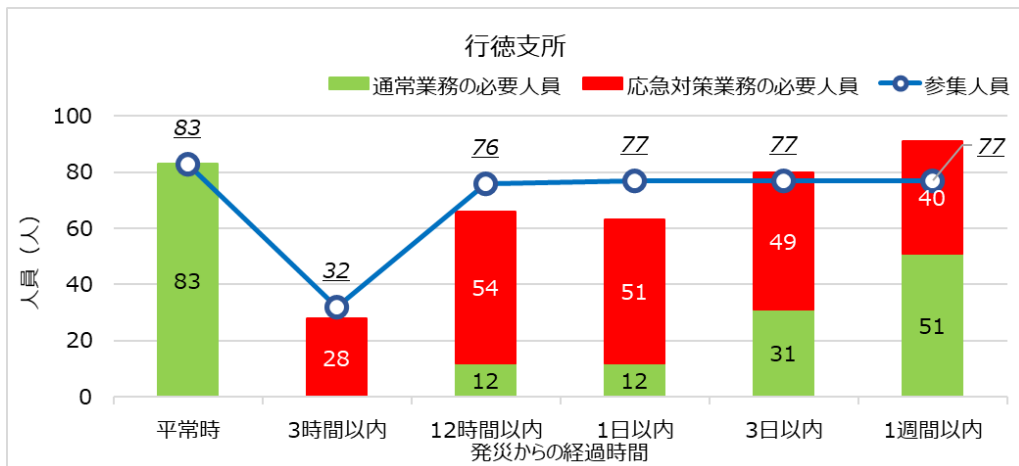
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降、不足する。

大半の職員は被災生活支援本部にて活動する。

通常業務は17業務であり、行徳支所市民課や南行徳市民センターが担当する窓口業務の6業務は、フェーズ1から再開する必要がある。

【行徳支所】所員83人

本部名/業務名	対策班名/課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（6班）	12	38	41	39	30
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	16	16	10	10	10
通常業務						
自治会対応	行徳支所総務課	0	0	0	7	7
市民相談業務	行徳支所総務課	0	0	0	8	8
税に関する各種証明の交付	行徳支所総務課	0	0	0	0	10
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	行徳支所市民課	0	3	3	3	3
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	行徳支所市民課	0	0	0	2	2
埋火葬手続業務（死亡届、関連許可書の交付）	行徳支所市民課	0	3	3	3	3
各種証明の交付	行徳支所市民課	0	0	0	2	2
市民相談業務（福祉相談）	行徳支所福祉課	0	0	0	0	1
市民相談業務（その他市民窓口）	行徳支所福祉課	0	0	0	0	1
生活保護業務	行徳支所福祉課	0	0	0	0	2
障害者支援業務	行徳支所福祉課	0	0	0	0	2
水産業振興業務	臨海整備課	0	0	0	0	2
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	南行徳市民センター	0	1.5	1.5	1.5	1.5
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	南行徳市民センター	0	1.5	1.5	1.5	1.5
埋火葬手続業務（死亡届、関連許可書の交付）	南行徳市民センター	0	1	1	1	1
各種証明の交付	南行徳市民センター	0	2	2	2	2
税に関する各種証明の交付	南行徳市民センター	0	0	0	0	2
最大必要人員		28	66	63	80	91
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		32	76	77	77	77
必要人員の過不足		4	10	14	-3	-14



20. 会計課

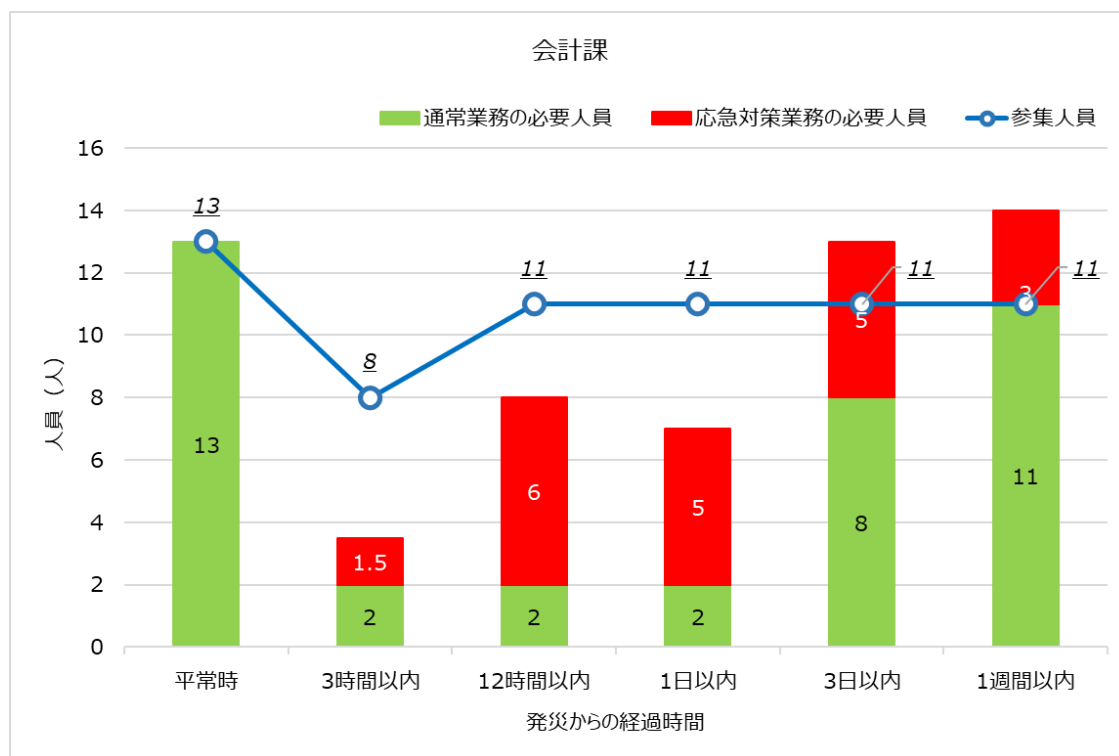
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降、不足する。

大半の職員は、発災直後から被災生活支援本部にて活動する。

通常業務は6業務であり、「出納業務（担当：会計課）」は、発災直後から継続する必要がある。

【会計課】課員13人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以 内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（2班）	0.5	5	4	4	2
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	1	1	1	1	1
通常業務						
出納業務	会計課	2	2	2	2	2
県収入証紙の受払事務	会計課				0.5	0.5
市税等(金融機関収納分)の領収済通知書の審査及び集計事務	会計課				1	1
市税等窓口収納業務及び領収済通知書の審査及び集計事務	会計課				1	1
支出負担行為書の確認、支出命令書の審査	会計課				3	6
郵便振替に関する小切手の振出し	会計課				0.5	0.5
最大必要人員		4	8	7	13	14
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		8	11	11	11	11
必要人員の過不足		5	3	4	-2	-3



2.1. 議会事務局

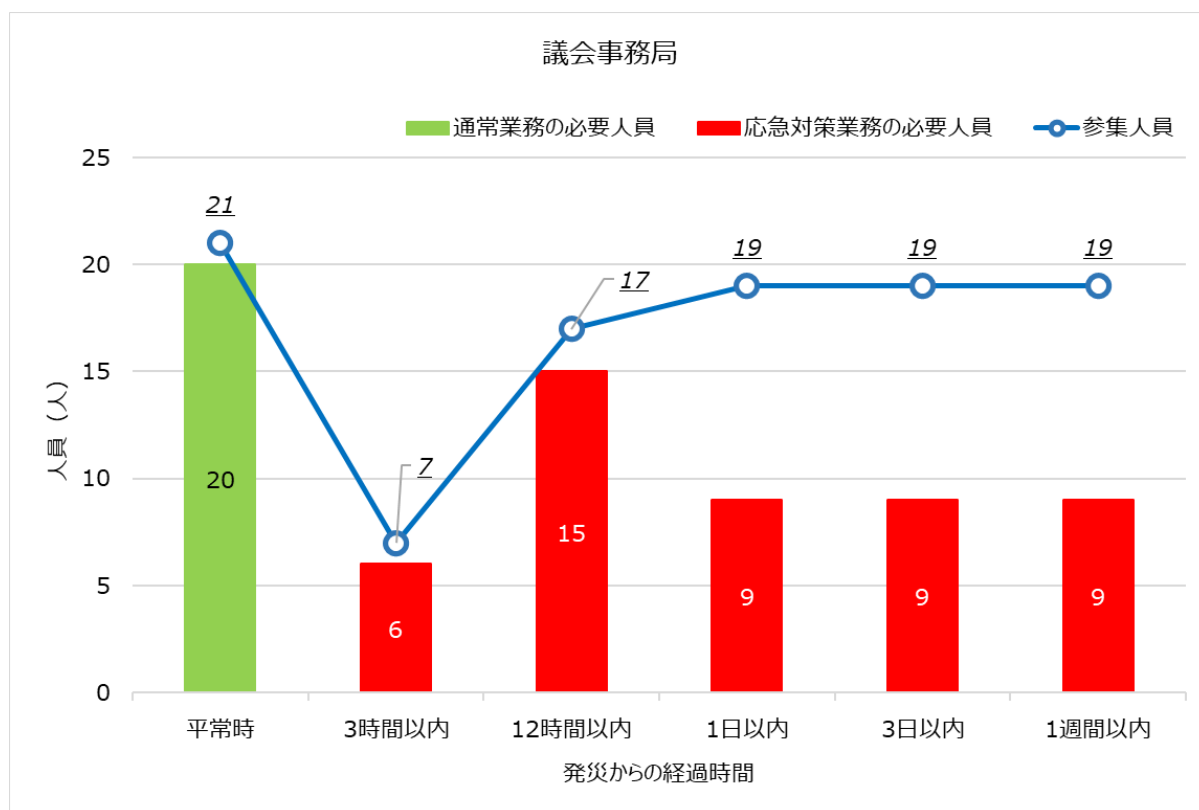
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにて余剰となる。

職員は、本部長直轄班の渉外班として、発災直後から、市議会対応を行う。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務である。

【議会事務局】局員21人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	渉外班	6	15	9	9	9
最大必要人員		6	15	9	9	9
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		9	16	18	18	18
必要人員の過不足		3	1	9	9	9



2.2. 選挙管理委員会事務局

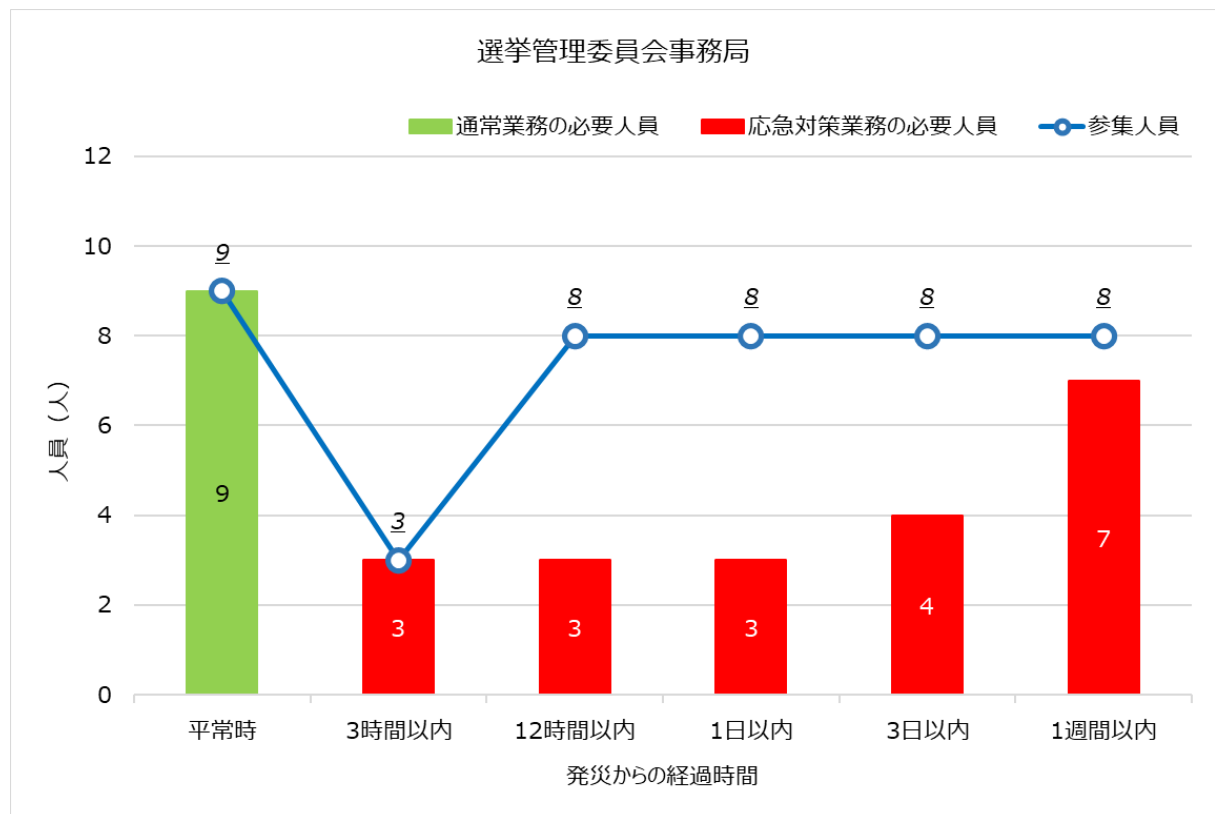
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにおいて余剰である。

職員は、被災生活支援本部にて活動する。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務であり、フェーズ 1 の段階で、ほとんどの局員の参集が可能である。

【選挙管理委員会事務局】局員9人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	ペット同行避難者対応班				1	4
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	3	3	3	3	3
最大必要人員		3	3	3	4	7
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		3	8	8	8	8
必要人員の過不足		0	5	5	4	1



23. 監査委員事務局

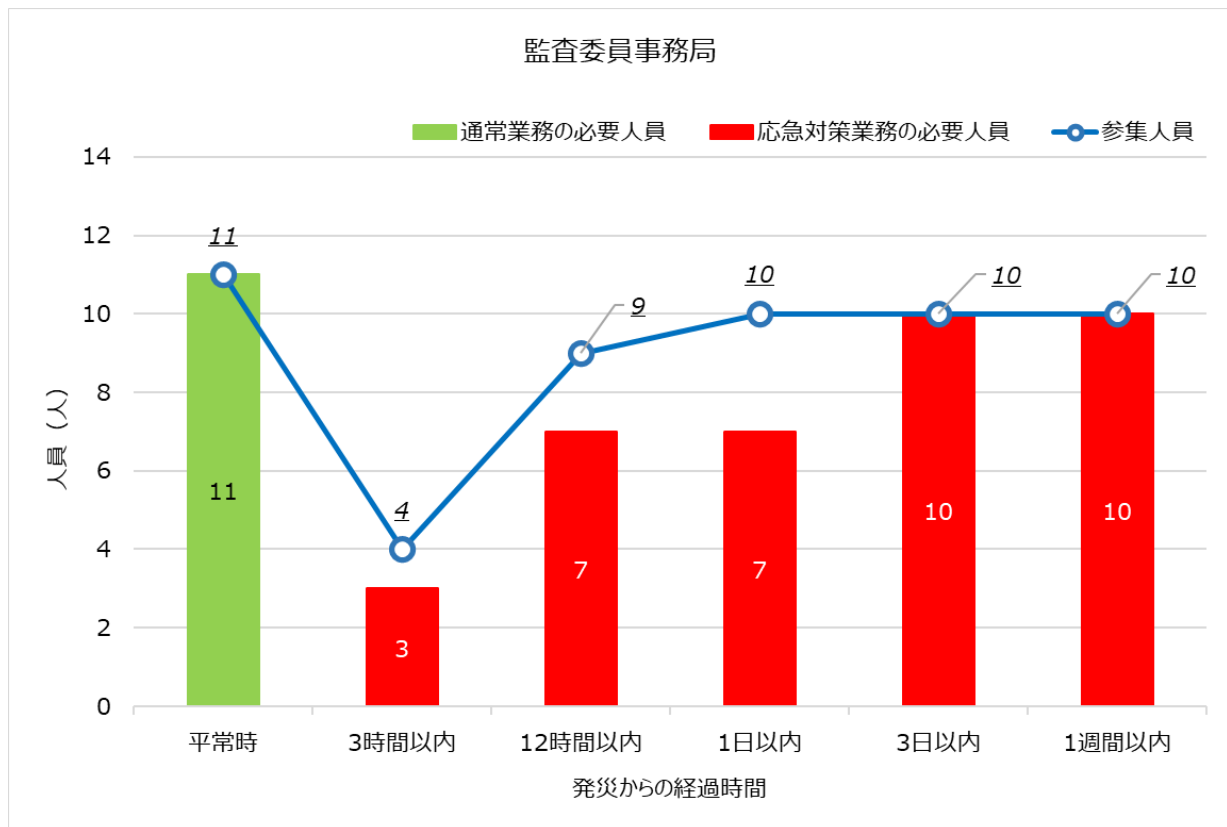
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにおいて余剰である。

職員は、本部長直轄班の予算・調査班において、国・県・協定事業者から送られてくる支援物資の管理等を行うとともに、小学校区防災拠点要員として活動する。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務である。

【監査委員事務局】局員11人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	予算・調査班（物資管理）	2	6	6	9	9
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	1	1	1	1	1
最大必要人員		3	7	7	10	10
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		4	9	10	10	10
必要人員の過不足		1	2	3	0	0



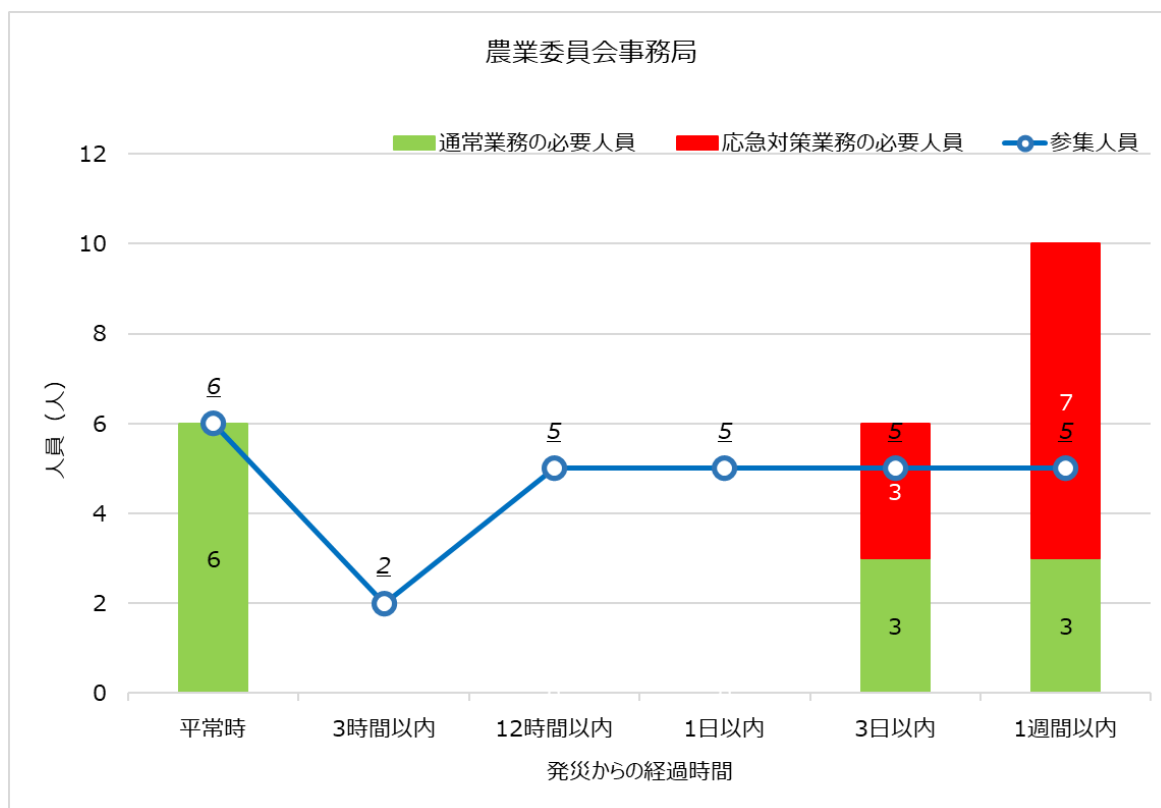
2.4. 農業委員会事務局

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降において不足する。

職員は、被災生活支援本部にて活動し、フェーズ1の段階で、ほとんどの局員の参集が可能である。

【農業委員会事務局】部員6人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	生活再建支援班					4
被災生活支援本部	ペット同伴避難者対応班				3	3
通常業務						
農地等の権利移動及び転用に関する事項	農業委員会事務局				1	1
農地等の利用関係の調整に関する事項	農業委員会事務局				1	1
農地等の諸証明に関する事項	農業委員会事務局				1	1
最大必要人員		0	0	0	6	10
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		2	5	5	5	5
必要人員の過不足		2	5	5	-1	-5



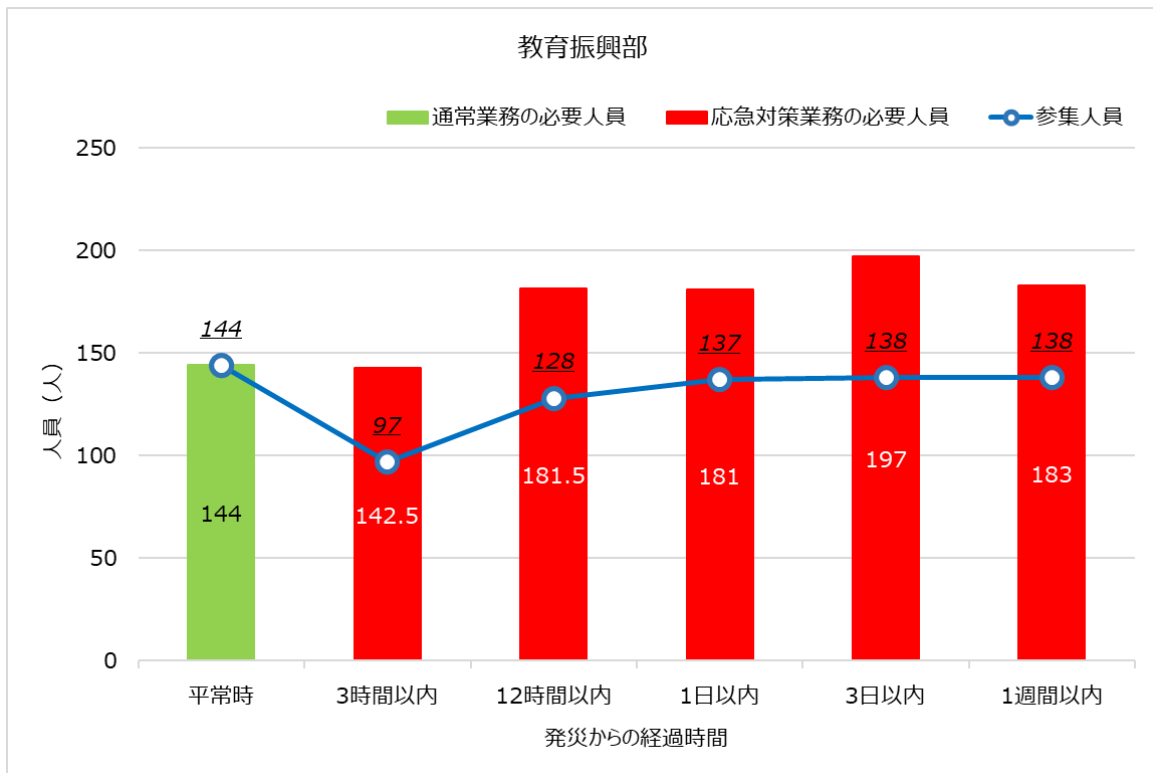
25. 教育振興部

参集人員は全フェーズにおいて不足する。

大半の職員は、被災生活支援本部にて活動する。

【教育振興部】部員144人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（3班）	12.5	24.5	26	27	18
被災生活支援本部	避難所対応班	93	120	118	133	128
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	22	22	22	22	22
被災生活支援本部	中学校避難所運営支援	15	15	15	15	15
最大必要人員		143	182	181	197	183
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		97	128	137	138	138
必要人員の過不足		-46	-54	-44	-59	-45



26. 学校教育部

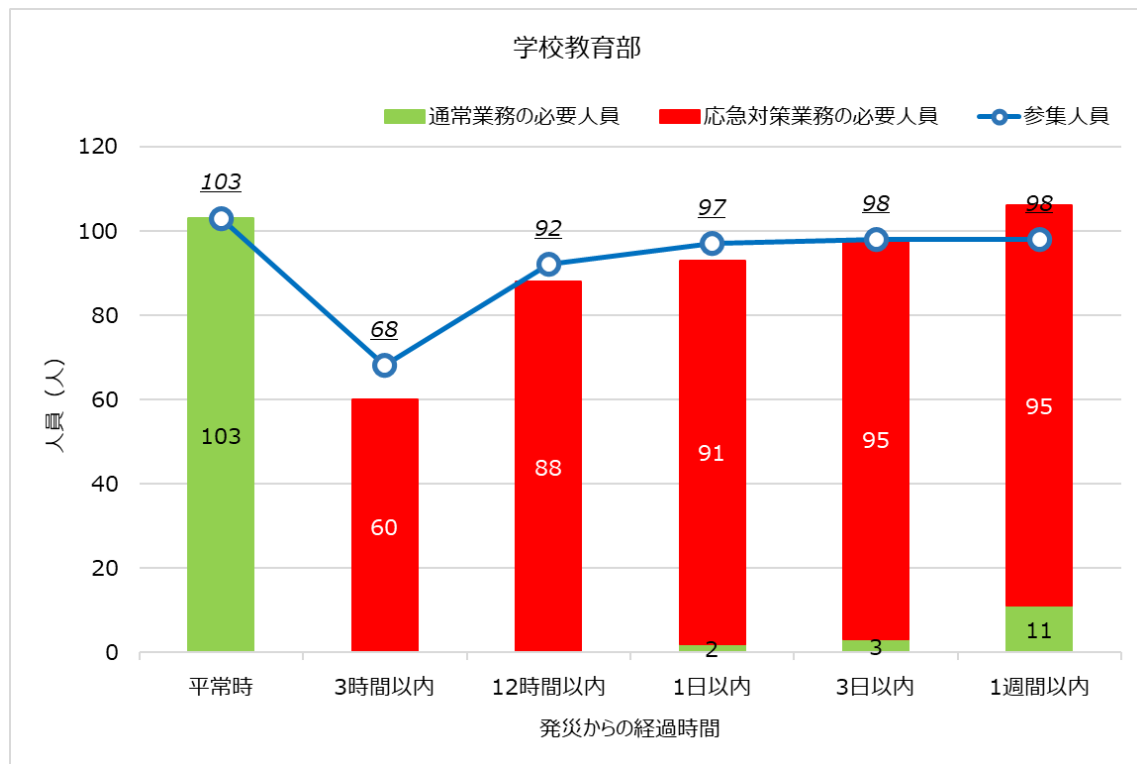
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ4において不足する。

大半の職員は、本部長直轄班の学校教育班にて、生徒の安全確保、保護者の対応、学校の再開準備等に従事する。

通常業務は4業務であり、「子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室）施設運営（担当：学校地域連携推進課）」は、フェーズ2から再開する必要がある。

【学校教育部】部員103人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	学校教育班	52	80	83	87	87
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	8	8	8	8	8
通常業務						
戸籍・台帳等の管理（学齢簿管理業務）	義務教育課				0.5	0.5
戸籍・台帳等の管理（転入・転居就学校指定校業務）	義務教育課				0.5	0.5
学校給食調理等業務	保健体育課					8
子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室）施設運営	学校地域連携推進課			2	2	2
最大必要人員		60	88	93	98	106
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		68	92	97	98	98
必要人員の過不足		8	4	4	0	-8



27. 消防局

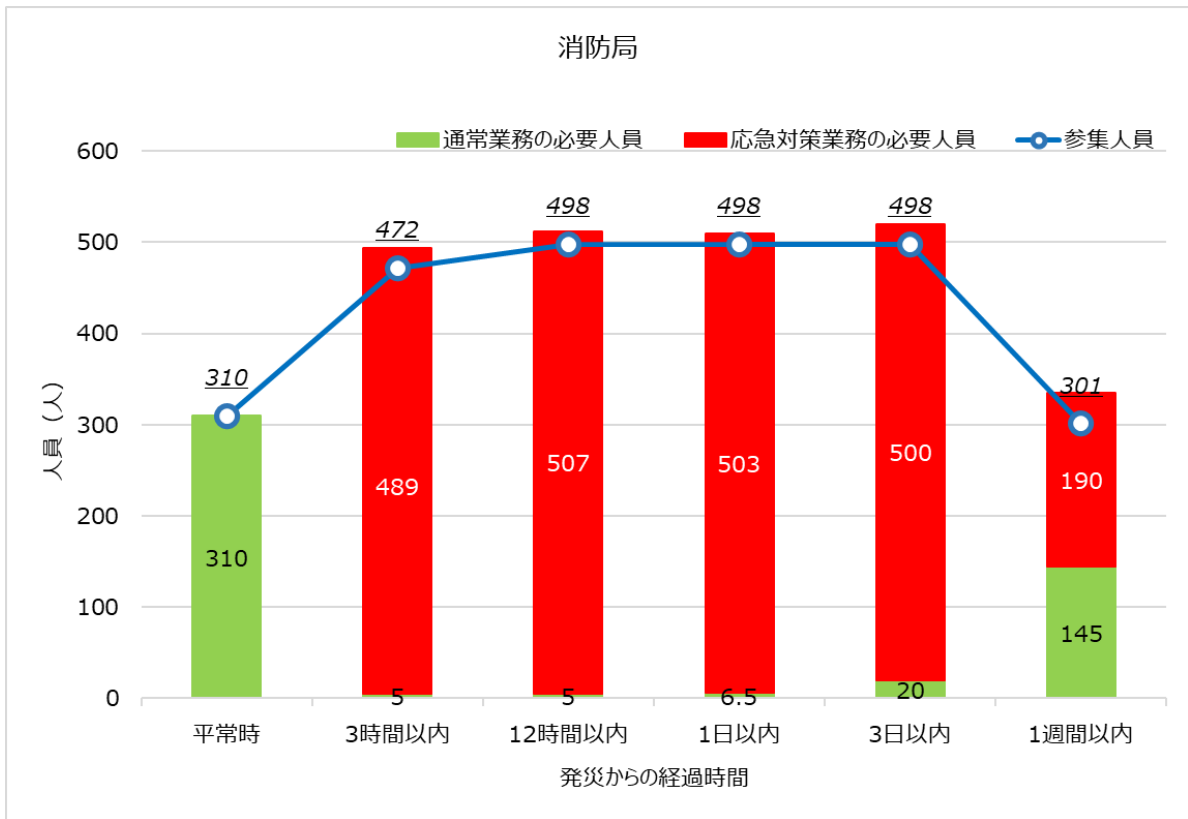
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0から不足しており、フェーズの進行に伴い不足が拡大する。

全職員が消防本部にて活動する。

非常時優先業務は、全て応急対策業務で構成されている。（平常時、4署は2交代制）

【消防局】部員310人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
消防本部	消防局	489	507	503	500	190
通常業務						
職員への給与支給業務	消防総務課	1	1	1	1	2
出納業務	消防総務課	1	1	1	1	2
消防防災広報業務	消防総務課			0.5	0.5	0.5
公印の保管業務	消防総務課			0.5	0.5	0.5
文書の收受及び発送に関する業務	消防総務課			0.5	0.5	0.5
職員の健康管理業務	消防総務課				0.5	0.5
重要施策等の企画立案及び管理	企画管理課					1
消防施設、消防機械器具及び装備の整備計画	企画管理課	1	1	1	1	1
消防施設及び消防車両の総括管理	企画管理課				1	1
安全運転管理業務	企画管理課					1
消防通信の運用	指令課				1	1
消防通信施設装備の維持管理	指令課	1	1	1	2	2
指令管制業務	指令課					4
危険物の規制	予防課				1	1
石油コンビナート等の災害の予防	予防課	1	1	1	2	2
建築許可等に係る同意	予防課	0	0	0	0	1
防火対象物の使用開始届及び消防用設備着工届	予防課	0	0	0	0	1
火災の調査等	予防課	0	0	0	1	2
消防活動に関する届け出に関すること	警防課					1
宅地事業に関する行政指導	警防課					1
救急隊の運用	救急課				1	2
救急関係機関との連絡調整	救急課				1	2
救急統計	救急課				1	0.5
救急搬送証明書の交付	救急課					0.5
り災証明に関すること	東署、西署、南署、北署				4	4
通常災害対応	東署、西署、南署、北署					110
最大必要人員		494	512	510	520	335
参集人員		472	498	498	498	301
必要人員の過不足		-22	-14	-12	-22	-34



* 平常時 4 署は 2 交代制

第4節 人員不足が見込まれる部署と業務

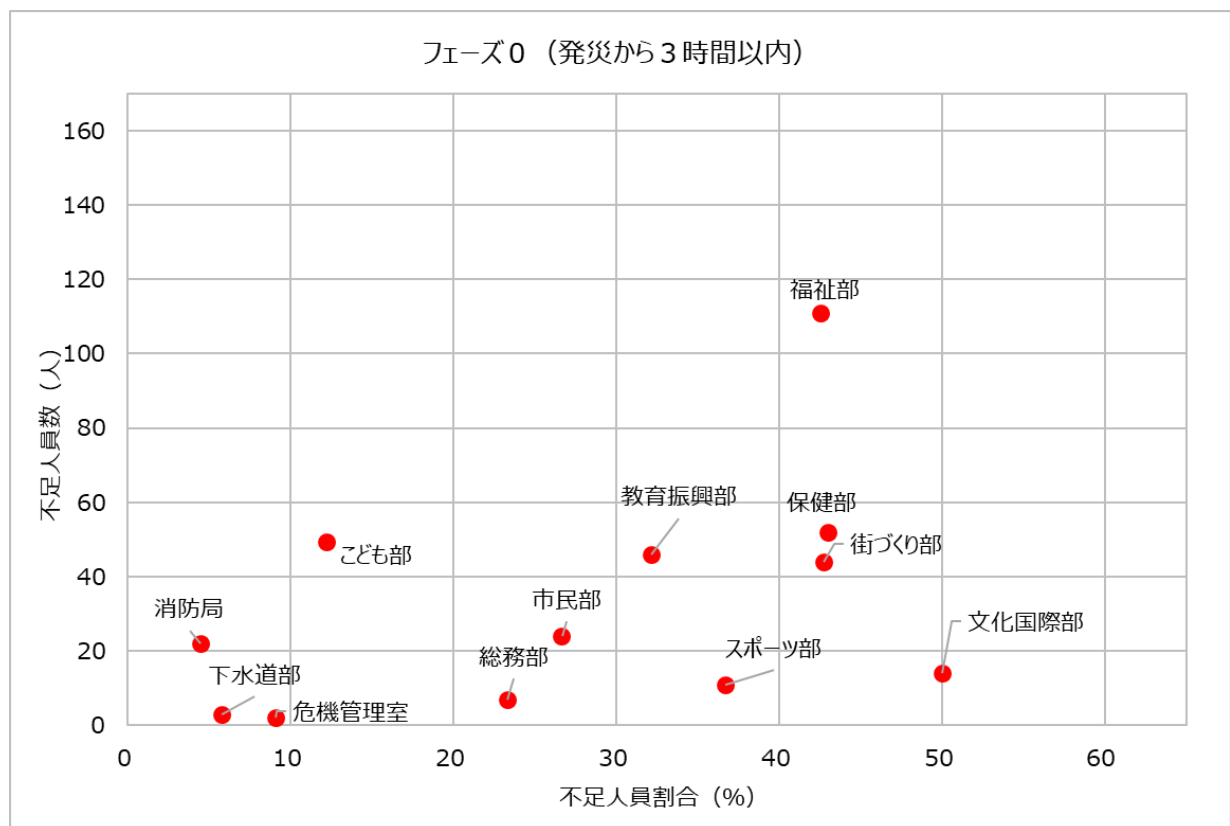
1. 人員不足が見込まれる部署

前節において、非常時優先業務に従事する人員の過不足を検討した結果が示すとおり、人員不足が見込まれる部署は、フェーズの推移とともに変化する。

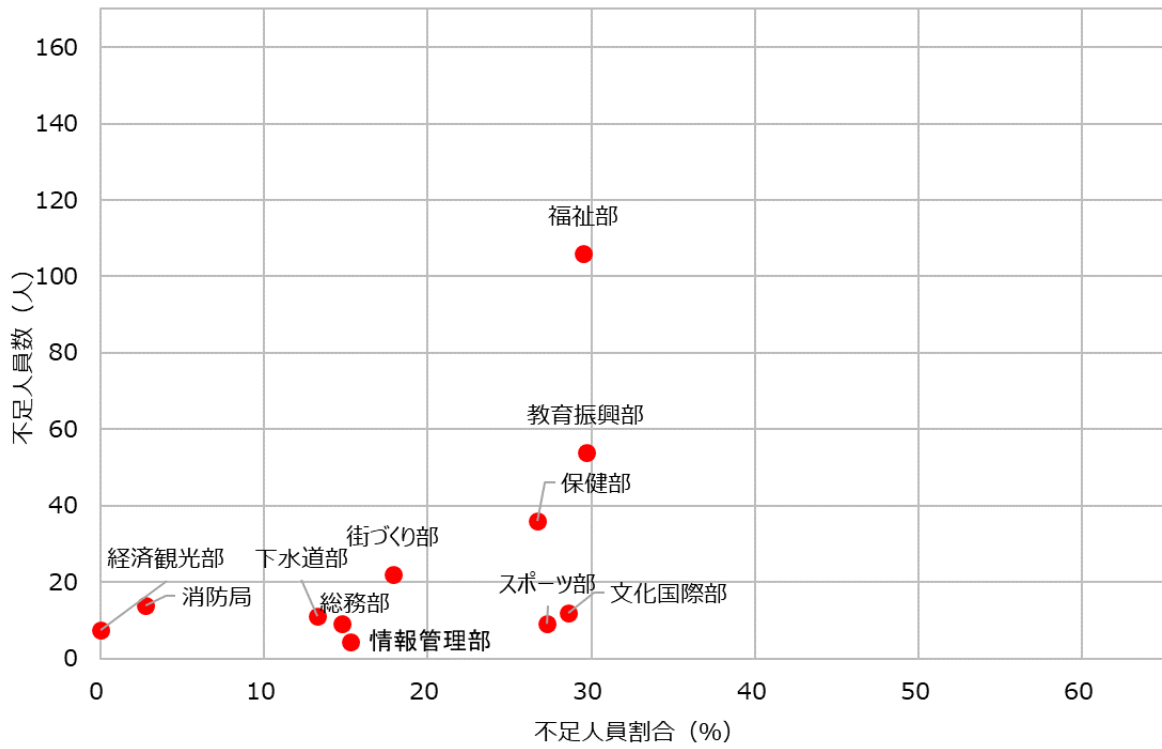
人員不足の傾向を確認するため、各フェーズにおける各部署の状況を比較する。

グラフの縦軸は不足する人員数、横軸は不足人員割合である。不足人員割合は、各部署における不足人員数と総人員の割合であり、グラフ上で右上になる程、その部署は人員不足が深刻となる。

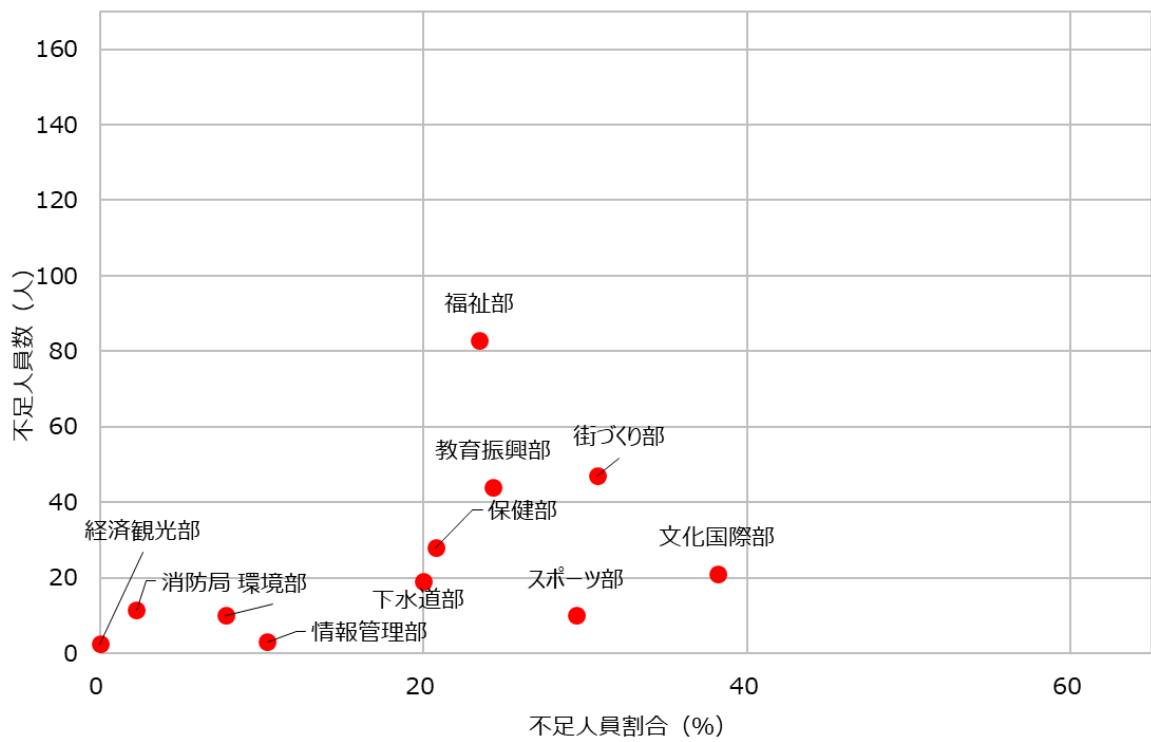
なお、教育委員会を除く行政委員会等については、大幅な人員不足が見込まれないことから、比較対象外とした。

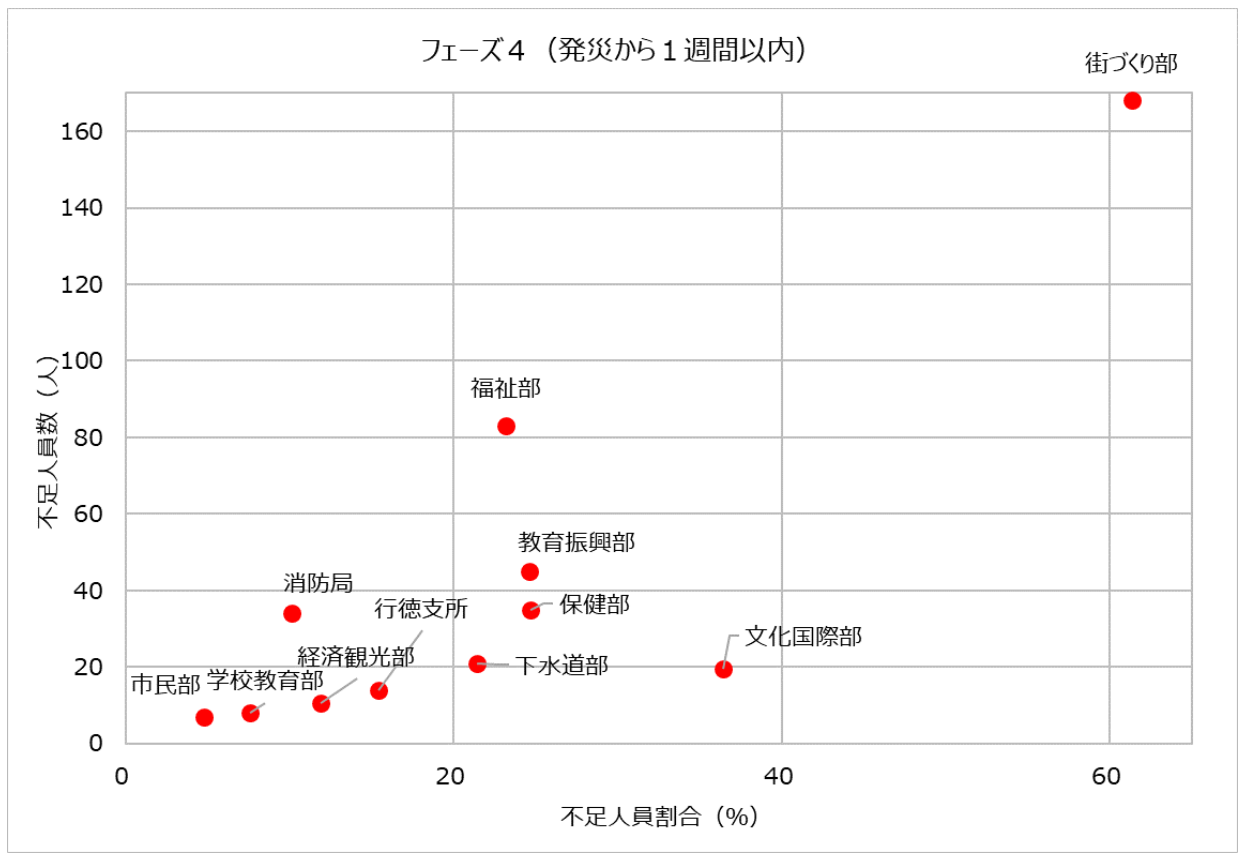
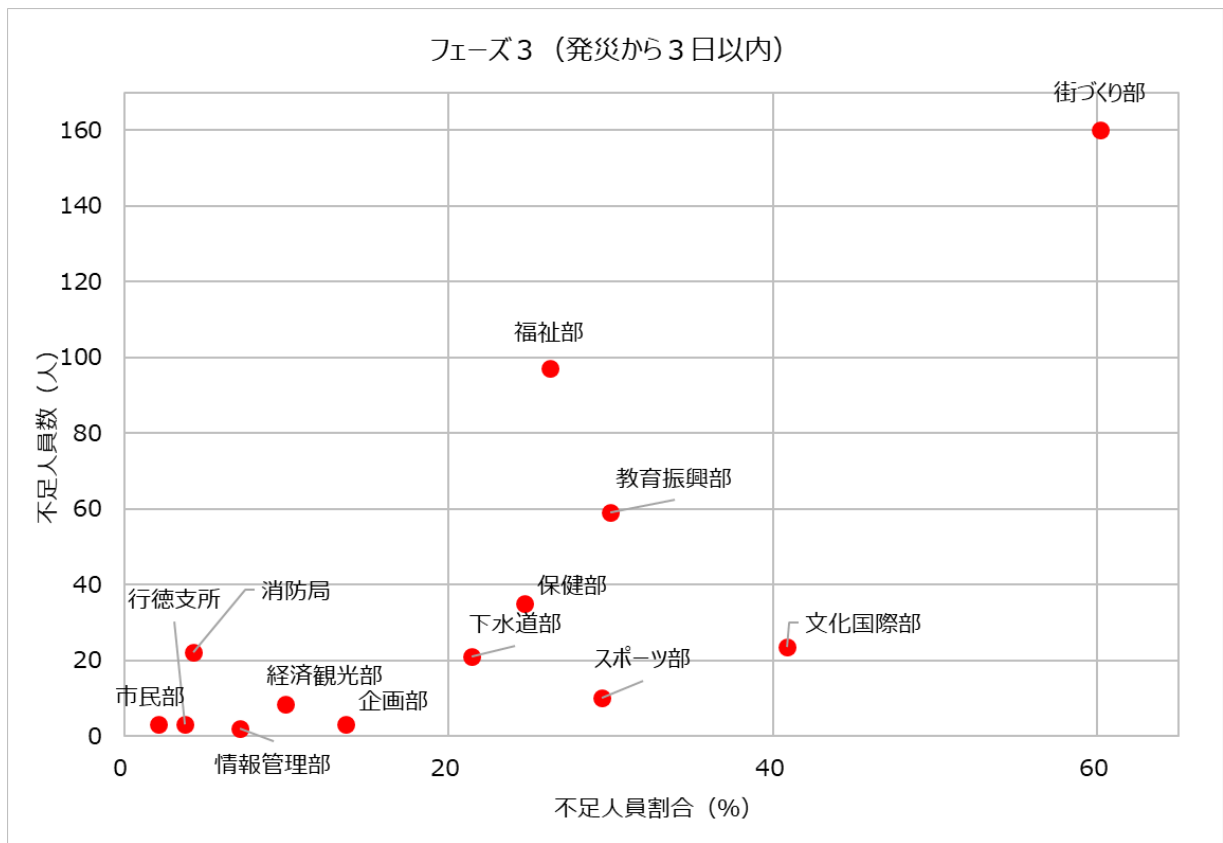


フェーズ1（発災から12時間以内）



フェーズ2（発災から1日以内）





全フェーズを通して、福祉部及び、街づくり部及び保健部、教育振興部、文化国際部が慢性的に人員不足となっている。また、スポーツ部、下水道部は、3つ以上のフェーズで人員不足となっている。

フェーズ	人員が不足する部署（不足人数 30 名以上あるいは不足人員割合 10%以上）
F0	福祉部、保健部、こども部、街づくり部、教育振興部、市民部、文化国際部、スポーツ部、総務部
F1	福祉部、教育振興部、保健部、街づくり部、文化国際部、下水道部、スポーツ部、経済観光部、情報管理部、危機管理室
F2	街づくり部、福祉部、教育振興部、保健部、文化国際部、下水道部、スポーツ部、経済観光部、行徳支所、情報管理部
F3	街づくり部、福祉部、教育振興部、保健部、文化国際部、下水道部、スポーツ部、経済観光部、行徳支所、情報管理部
F4	街づくり部、福祉部、教育振興部、保健部、下水道部、文化国際部、行徳支所、経済観光部、環境部、消防局

2. 人員不足が見込まれる非常時優先業務

前項の人員不足が見込まれる部署において、人員を要する主な業務は、下記のとおりである。主に、市民の問合せ・相談対応、被害状況の把握・調査、医療活動、要配慮者支援で人員不足が見込まれている。

日常の組織	災害時の組織	人員不足が見込まれる主な非常時優先業務	
		応急対策業務	通常業務
総務部	被災生活支援本部 市民要望受付班	市民からの問合せ対応	職員への給与支給業務
情報管理部	本部長直轄班 業務継続班	各種情報システムの維持管理	—
文化国際部	被災生活支援本部 災害班（5班）	管轄地域全体の被害情報の収集	文化資料保全業務
スポーツ部	被災生活支援本部 災害班（1班）	管轄地域全体の被害情報の収集	—
こども部	被災生活支援本部 災害班（4班）	動員・参集、施設の安全確認 要配慮者への支援	公立保育園・幼稚園等運営管理業務
福祉部	被災生活支援本部 福祉班	福祉避難所の開設、 要配慮者への支援	生活保護費支給
保健部	医療本部 医療救護班	医療活動	主要な施設機能(斎場)の推進
街づくり部	被災市街地対応本部 応急危険度判定実施 被災宅地危険度判定 実施本部 本部、調査班	被災状況調査、 応急危険度判定調査	—
下水道部	被災市街地対応本部 総括班 調査・復旧班	被災状況、活動状況の集約	—
教育振興部	被災生活支援本部 災害班（3班）	管轄地域全体の被害情報の収集	—

第5節 受援体制の検討

人員不足を解消するため、部署間で業務・人員の調整や再配置を行う必要がある。しかし、本市では、災害時に人員の余剰が見込まれないフェーズがあり、さらには、応急危険度判定調査等の一部の業務では資格や技能も必要となる。

また、非常時優先業務に注力するために停止していた通常業務を再開し、市民サービスを速やかに提供する必要があることから、国・県・自治体等に人員の派遣を要請し、人員不足が見込まれる業務に応援職員を充当する必要がある。

人員の派遣を受け、円滑かつ的確に応援職員を非常時優先業務に充当するため、受援計画を策定して、受援対象業務、受入れ手順、受入れ人数、受入れ期間、本市職員と応援職員の役割分担、業務の実施に要する資格等を明確にする必要がある。

また、応援職員が円滑に業務を実施できるよう業務マニュアルの整備が必要である。

○受援対象業務の選定にあたって検討すべき項目

検討項目	検討内容
不足人員数	業務の実施にあたり、職員がどの程度不足するか
期間	業務の実施期間、人員が不足する期間はどのくらいか
本市職員と応援職員の役割	本市職員がやるべき業務か、応援職員でも実施できる業務か
資格・技能	業務の実施にあたり、必要となる資格や技能があるか

第6章 業務継続の管理・運営

第1節 業務継続管理の考え方

災害が発生した状況下においても業務の継続性を確保するためには、全職員が業務継続の重要性について共通認識を持つことが重要である。

このため、平常時から教育や訓練を定期的に行い、本計画の実行、検証、改善、見直しを図る。

第1 業務継続の管理と運用

本計画では、効果的な計画の運用のため、業務マネジメント手法のひとつであるPDCAサイクル（Plan, Do, Check, Action : 計画、実行、評価、改善）に基づき、継続的に計画の管理を行う。

また、本市では、本計画の見直しを定期的に行う。

特に地域防災計画の改訂や実災害の発生等を受けて、継続的に計画を改善することにより、計画の効果的な管理に努める。



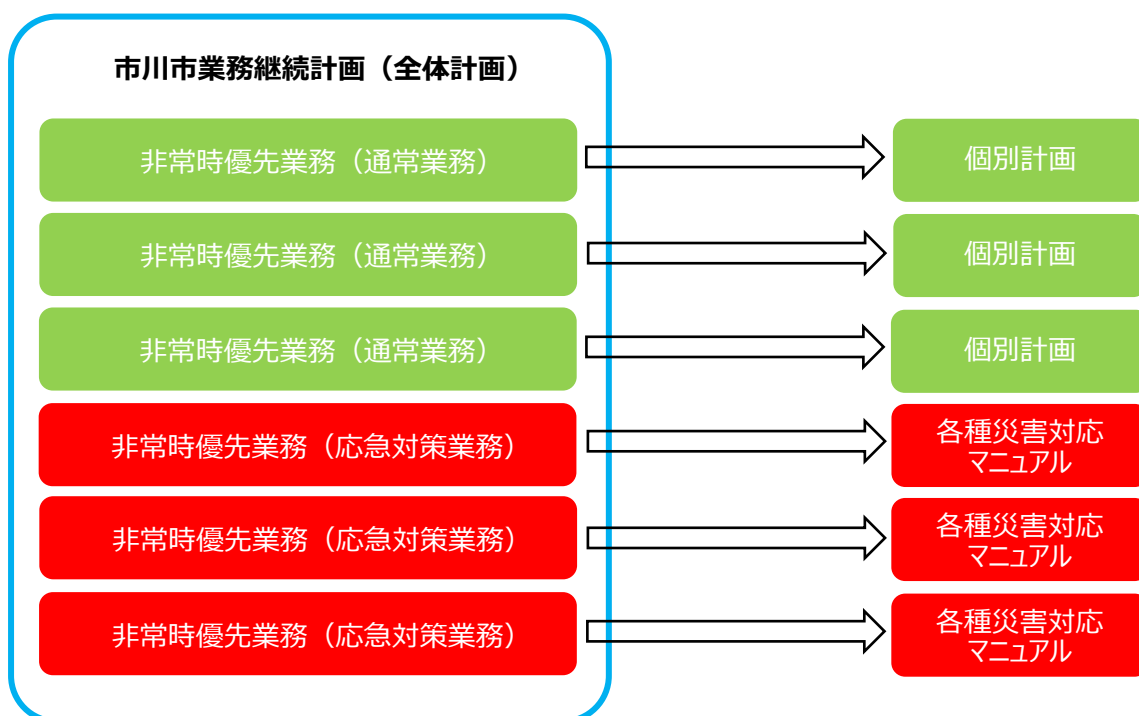
○PDCA サイクル

第2 全体計画と個別計画

本計画は、本市における業務継続計画の全体計画であるため、各非常時優先業務の詳細を網羅していない。このため、効果的な業務継続管理を行うためには、各非常時優先業務に対して、個別に業務継続計画を策定し、業務継続管理を行うことが必要である。

本章では、本計画を「全体計画」、各非常時優先業務に対して策定する業務継続計画を「個別計画」とする。

なお、本市では、非常時優先業務の応急対策業務について既に各種災害対応マニュアルが策定されており、各種災害対応マニュアルを個別計画として取り扱う。



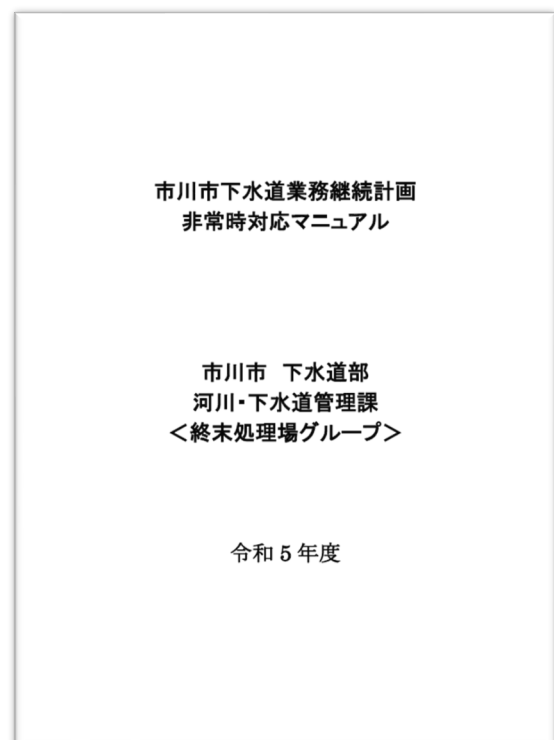
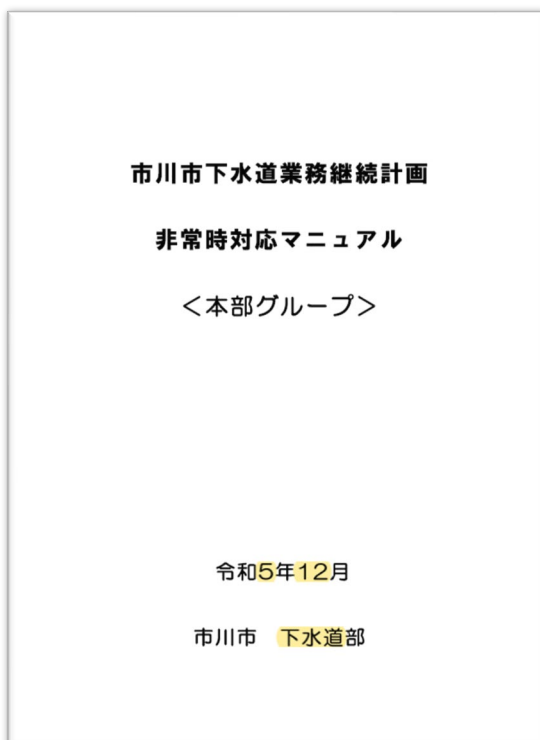
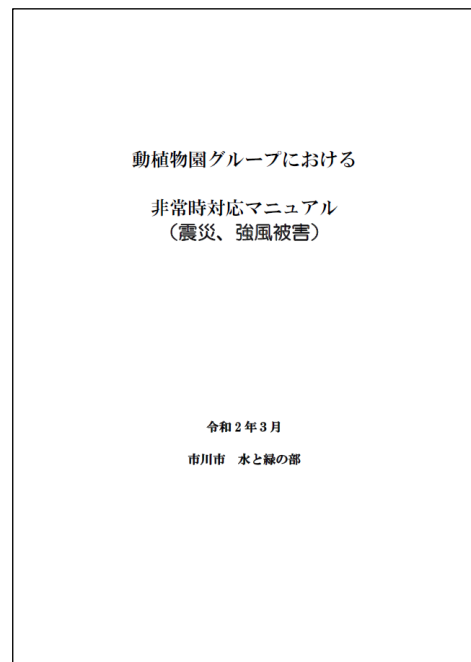
第2節 個別計画の策定の推進

第1 個別計画の策定状況

令和7年7月時点で、本市で策定されている個別計画は、情報システム、下水道、動植物園の業務における3つの計画である。

この個別計画の担当部署では、定期的に訓練等が実施され、PDCA サイクルにより、適切に個別計画が運用されている。

このような事例からも、今後、非常時優先業務の担当部署において、個別計画の策定が必要である。

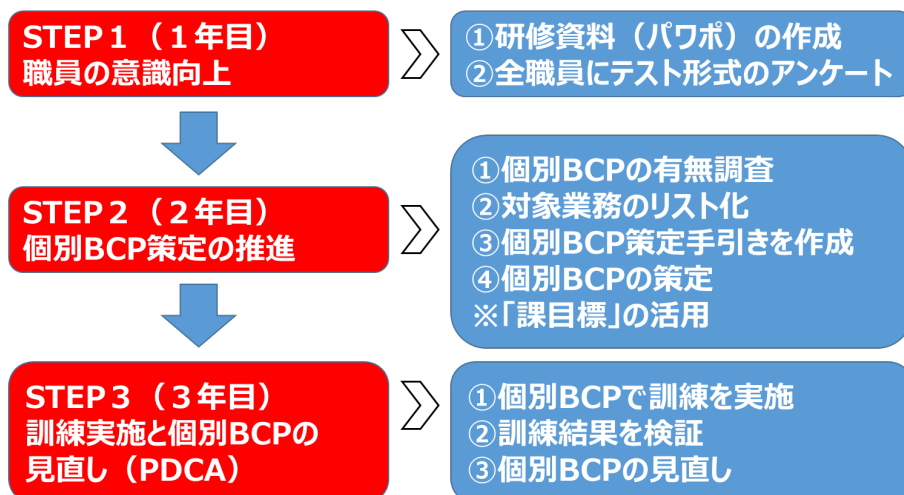


第2 個別計画の策定の推進

各非常時優先業務の担当部署は、個別計画を策定する。

危機管理室は、非常時優先業務の担当部署に対し、個別計画の策定を支援する。特に目標復旧時間が早い非常時優先業務（通常業務）を優先する。

今後、個別計画の策定の推進にあたり、概ね3年にわたる期間を設定する。



危機管理室は、個別計画の策定を支援するにあたり、ガイドライン等を作成し、全体計画と個別計画の調整を図る。

なお、非常時優先業務（応急対策業務）については、各種災害対応マニュアルを定期的に改訂する。

第3節 研修・訓練の実施

第1 研修・訓練の体系

本市では、効果的に計画（全体計画及び個別計画）を運用するため、下記のとおり、研修や訓練を実施する。

	危機管理室	非常時優先業務の担当部署
研修	職員の意識向上を図るため、非常時優先業務の担当部署に対し、研修を実施する。 （危機管理課）	職場において非常時優先業務に係る OJT を実施する。
訓練	非常時優先業務の担当部署に対し、各業務に特化した訓練の実施を支援する。 （危機管理課、地域防災課） 非常時優先業務にとらわれず対応、総合防災訓練、通信訓練、帰宅困難者対応訓練等を体系的に実施する。（地域防災課）	非常時優先業務の継続、停止、再開に係る訓練を実施する。 総合防災訓練、通信訓練、帰宅困難者対応訓練等に参加する。

第2 研修の実施

1. 研修の実施

本市では、効果的に計画を運用するため、職員が業務継続計画の知識を習得できるよう研修を実施する。

また、研修の実施にあたっては、個別計画の策定の推進に重点を置き、各部署の所属長を対象とした説明会の開催、目標復旧時間が早い非常時優先業務の担当部署を対象とした研修会の実施、各種情報提供等を積極的に実施する。

2. Web 庁内アンケートの実施

業務継続計画に係る研修として、また、本市の職員の理解度を評価するため、下記のとおり、Web 庁内アンケートを実施する。

手順	実施内容
1	研修資料を作成して、グループウェア等により、当該資料を全庁に配布する。
2	非常時優先業務の担当部署は、研修資料を使用して、OJT を実施する。
3	全庁に Web 庁内アンケートを配信する。
4	非常時優先業務の担当部署の職員は、Web 庁内アンケートに回答する。
5	アンケート結果を集計し、OJT の成果を評価する。

第3 訓練の実施

本市では、効果的に計画を運用するため、基本的技能の定着を図る定期的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたって、非常時優先業務の担当部署は、各業務に係る訓練を実施するとともに、危機管理室は、組織や業務を横断する訓練を実施する。

訓練の区分	訓練の主催	主な訓練内容
非常時優先業務に係る訓練	非常時優先業務の担当部署	・窓口の閉鎖・再開訓練 ・施設の閉鎖・再開訓練 ・強制停電訓練 ・情報システム復旧訓練
上記以外の訓練	危機管理室	・総合防災訓練 ・模擬災害対策訓練 ・意思決定訓練 ・情報伝達訓練 ・帰宅困難者対応訓練 ・参集訓練 ・安否情報確認訓練 ・避難訓練

訓練を実施した場合、適切に記録を残し、訓練内容を評価すると共に、今後の訓練に向けて、改善を図る。また、訓練から得られた課題を全体計画、個別計画、各種マニュアルの見直しの際に活用する。

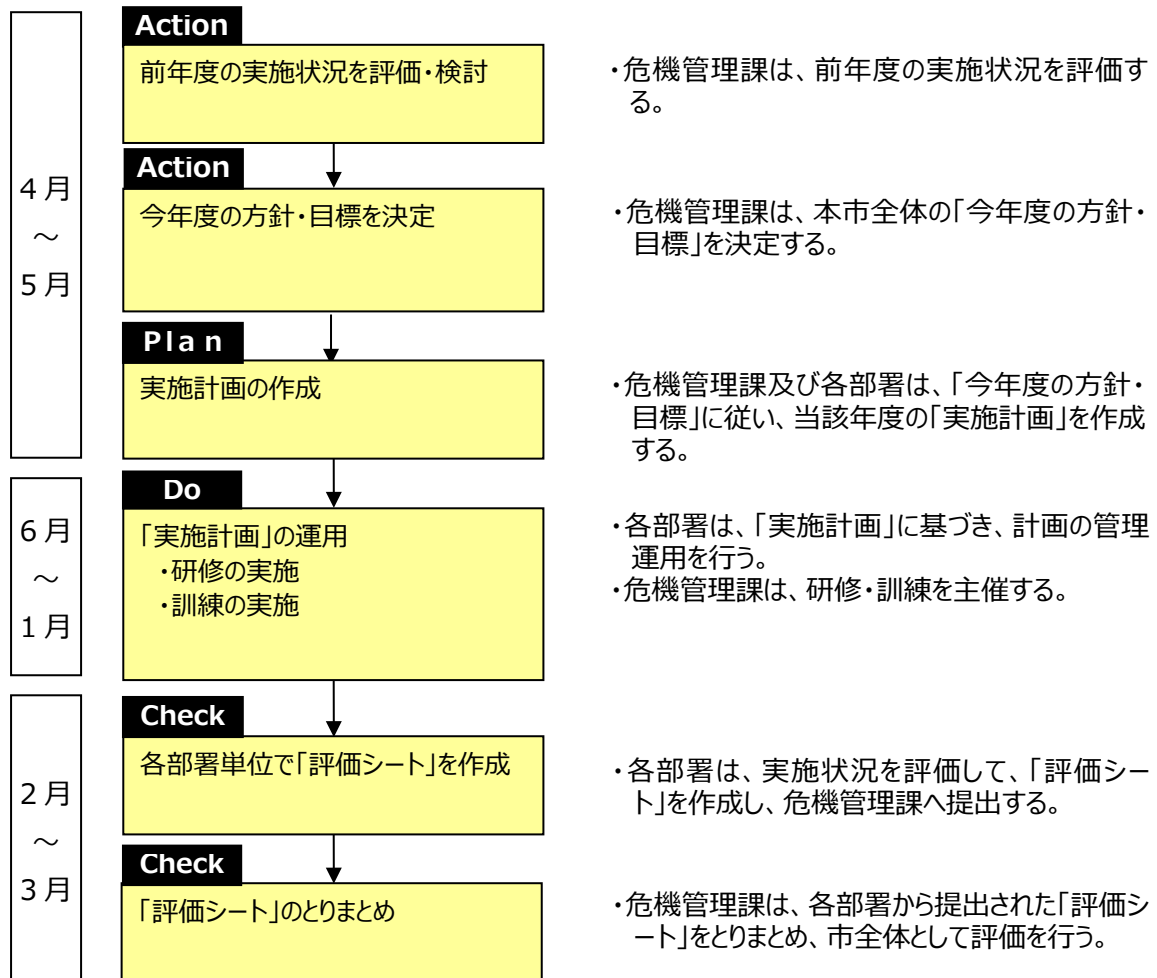
第4節 管理・運営の年間スケジュール

本市では、効果的に計画を運用するため、本計画に係るアクションプランの策定・運用を検討する。

策定するアクションプランでは、複数年度にまたがる長期的な目標とともに、単一年度における短期的な目標を設定する。

単一年度における短期的な目標の設定と運用の例として、下記に年間運用計画の案を示す。

○ 業務継続管理における年間運用計画（案）



○市川市業務継続計画（震災編）の策定・修正履歴

策定・修正年月
平成 26 年 4 月 策定
令和元年 8 月 修正
令和 4 年 8 月 修正
令和 8 年 3 月 修正

市川市業務継続計画（震災編）

令和8年3月修正・発行

編集発行 市川市 危機管理室 危機管理課